

# 令和2年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和3年（2021年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員会 委員長より .....	1
---------------------------	---

第1章 相談活動状況 .....	3
------------------	---

1 相談件数推移 .....	3
----------------	---

2 相談件数について .....	6
------------------	---

3 相談の所要時間等 .....	12
------------------	----

4 相談へのきっかけ .....	14
------------------	----

5 委員による活動について .....	15
---------------------	----

6 相談事例 .....	18
--------------	----

第2章 広報・啓発活動 .....	23
-------------------	----

1 広報・啓発活動一覧 .....	23
-------------------	----

2 配布物 .....	24
-------------	----

3 その他の啓発活動 .....	37
------------------	----

(おわりに)

子どもの権利サポート委員、相談員より .....	38
--------------------------	----

<参 考 資 料>◆子どもの権利サポート委員会の制度◆ .....	41
-----------------------------------	----

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯 .....	41
---------------------------	----

II 子どもの権利サポート委員会とは .....	43
--------------------------	----

III 子どもの権利サポート委員会条例 .....	47
---------------------------	----

(はじめに)

安心感があってこそ、ぬくもり～中高生に向けて～

子どもの権利サポート委員会 委員長 曾我 智史

宝塚市子どもの権利サポート委員会は平成26年11月より設置され、令和2年度で7年が経過しました。令和2年度は、当初より関わっておられた委員の退任があり、メンバーが入れ替わりました。前任者が築き上げたものをしっかり受け継いでいきたいと考えています。

さっそくですが、私がこのサポート委員会の活動を担っていくにあたり、私の思いを書き記したいと思います。子どもたちに対するメッセージになるのですが、私が、子どもたちに向き合うときの姿勢そのものを書き表したものです。

~~~~~

コロナ禍により、人との接触を避けることが求められる状況が続きます。でも、人というのは、人と接し、人とコミュニケーションをはかり、その中で、自分の立ち位置を確認しながら、成長していきます。人との距離を置くように言われたら、なんだかしんどい思いをしませんか？人から言われると、抵抗を感じるのは私だけでしょうか。

「いいえ、私はひとりである方がまし。だから距離を置くのは苦痛じゃない。」と思いましたが？そのように思っている人は、実は、すでに誰かとの関係を気にして生きています。本当にひとりで生きているのなら、「ひとりでいる方がまし」なんて言いません。その言葉の中には、すでに2人以上で過ごした場合と比較している表現が含まれているのです。誰かとのやりとりで、すでにしんどい思いをしたとか、面倒くさい思いをしたとか、腹が立ったとか、悲しかったとか、いろいろな感情を経験してきたからこそ、「ひとりでいる方がまし」なのです。

ところで、「自分のことは自分で決める！」と思ったことはありますか？実は、これは、法律では、「自己決定権」という大事な権利を表現しています。なかなか自分で決められない場合もありますが、最終的には、自分のことは自分で決めなければなりません。親がいるうちは、親に助けをもらいながら、たとえば、進路を決めたりすると思います。ときには、友だちや他人の意見から影響を受けながら、何かを決めることだってあると思います。ただ、本質的には「自己決定権」は、「自分のことは自分で決める」ということを意味しており、自分で決めた以上は、自分の責任でもあるという意味も含まれています。

しかし、この「自己決定権」も、他人がいるからこそその権利なのです。自分1人しかない世の中では、あえて「自己」決定権という表現を用いる必要はありません。他人がいるからこそ、「自己」が意識されるのです。「自己決定権」は、他人がいるからこそ成り立つ権利なのです。法律で考えても、人は、他人の存在なくして、権利を行使しえないのです。

私は、この文章の最初に、「人というのは、人と接し、人とコミュニケーションをはかり、その中で、自分の立ち位置を確認しながら、成長していきます」と書きました。これは、積極的に他人とコミュニケーションをはからなければ成長できない、という意味ではないのです。他人とコミュニケーションをはかることを望まなかったとしても、あるいは、それが苦手であったとしても、人は、どうしても、他人の存在を、意識的に、あるいは、無意識的に、感じ取りながら、自己を意識してしまうのです。この自己意識も、他人とのコミュニケーションの一つなのです。

ひとつ例をあげましょう。最近、オンラインでの会議が増えました。自分のパソコンの画面越しに、Webを介して、人とやり取りをします。パソコンの画面には、自分の顔も映っています。会議に積極的に参加しているわけではないのに、つつい画面に映っている自分の顔を見てしまいます。実は、自分の顔に注目しているのは、自分だけだったりします。この行動は、他人から見られる自分はどのような顔なのかを意識する行動でもあります（もちろん、たんに、自分の顔が気になるだけの人もいるでしょう）。このように、自然と、他人から見られる自己を意識する行動をとってしまうのです。

このように、他人とのコミュニケーションを積極的に望まなかったとしても、他人の存在を意識し、あるいは感じ取るのです。たとえば、家にずっといたとしても、他人を意識します。ここで、「自分はずっと家にこもっているから成長していない、みんなから遅れている」と自分を責めている人がいれば、伝えたいことがあります。まずは「そんなに心配しなくていい」です。家にずっといたとしても、人は生きながらにして、他人を意識しているのです。他人を意識しながら、自己を見つめ悩みに悩んでいるという営みこそが、成長なのです。だから、次に言いたいことは、「大丈夫、ちゃんと成長していているよ」なのです。「みんなから遅れている」という感覚は、勉強の面で感じるかもしれません。しかし、勉強は、「いつでも取り戻せる」のです。実は、学校の勉強は、大人たちが一方的に決めたものです。いつどのような状態で勉強するのがベストかということは人によって違うのですが、学校の勉強のカリキュラムは、そのような違いを考えられずに決められたものです。あなたのペースで学習することを決めることこそ「自己決定権」です。

さて、こんなことを書いている私は、「孤独」が大好きです。でも、ちょっと寂しがり屋です。だから、適当に、自分にとって都合の良い距離感でしか、他人とのコミュニケーションはしません。学校にいるみんな一人ひとりが、クラスメイト一人ひとり距離感が違うことを意識しながら、接してくれたら、どれだけクラスにいることが楽になるだろうかと思います。人によって違う距離感を尊重することが、人に対する優しさでもあるし、安心感をお互いに生むことになると思います。学校の先生も、こういうことを理解してくれたらよいのに、と思いますよね。だって、ぬくもりって、安心感があるからこそ感じられるものですから。



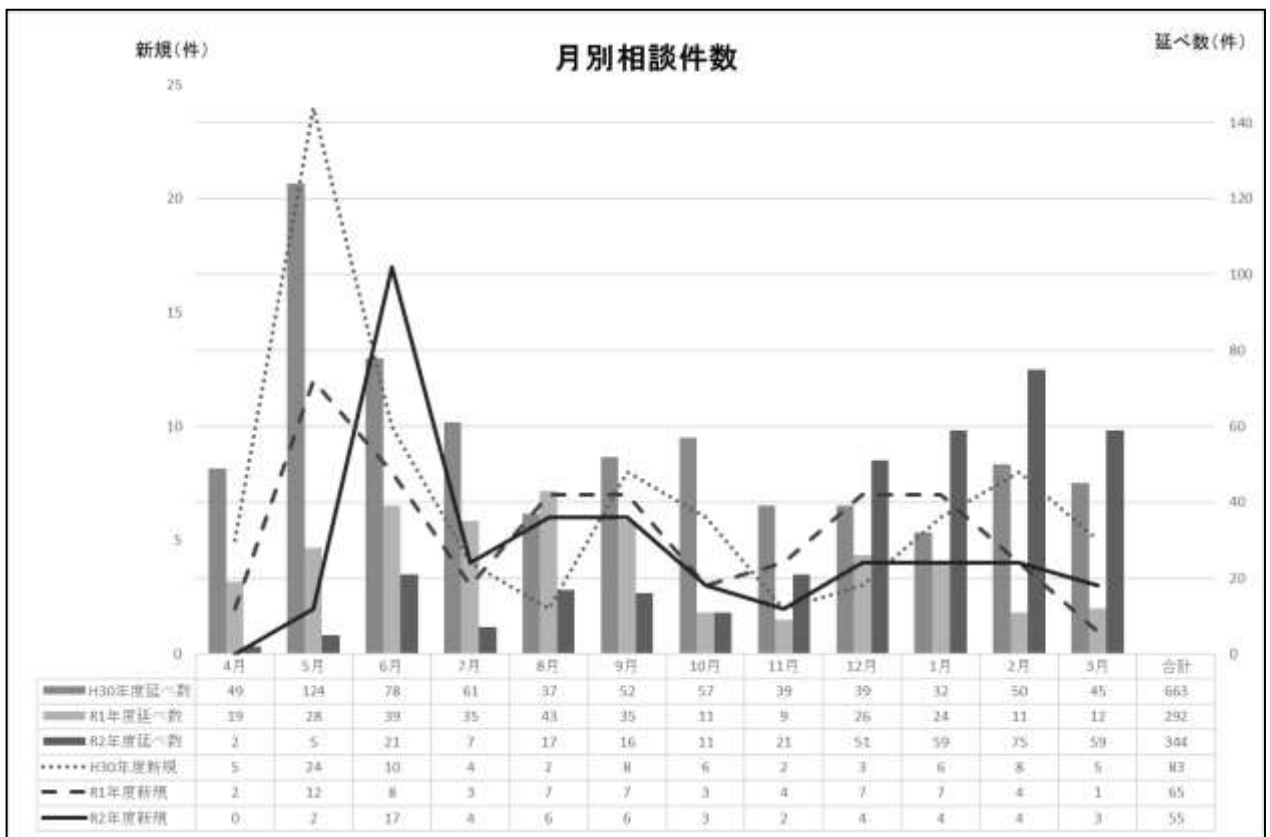
# 第 1 章 相談活動状況

## 1 相談件数推移

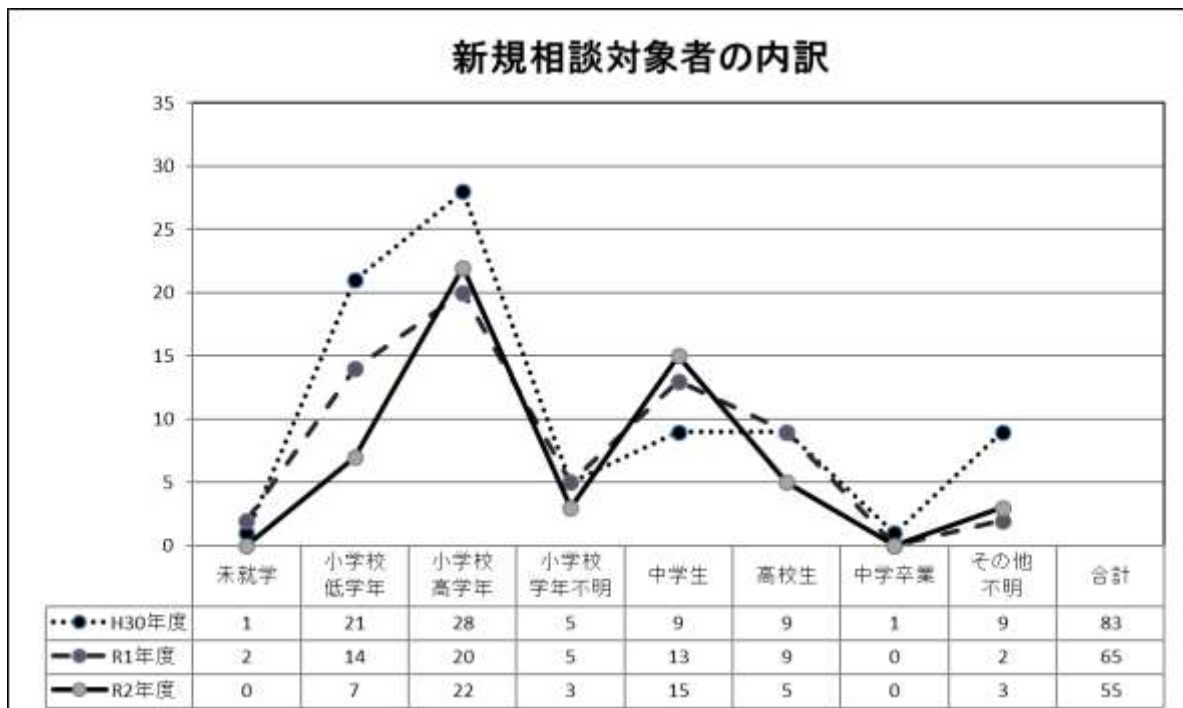
### ■ 3カ年比較（平成 30 年度～令和 2 年度）

子どもの権利サポート委員会設置から 6 年半経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらえる機会を設け、継続的に啓発に取り組んできました。直近 3 カ年の相談件数は以下のとおりの傾向となりました。

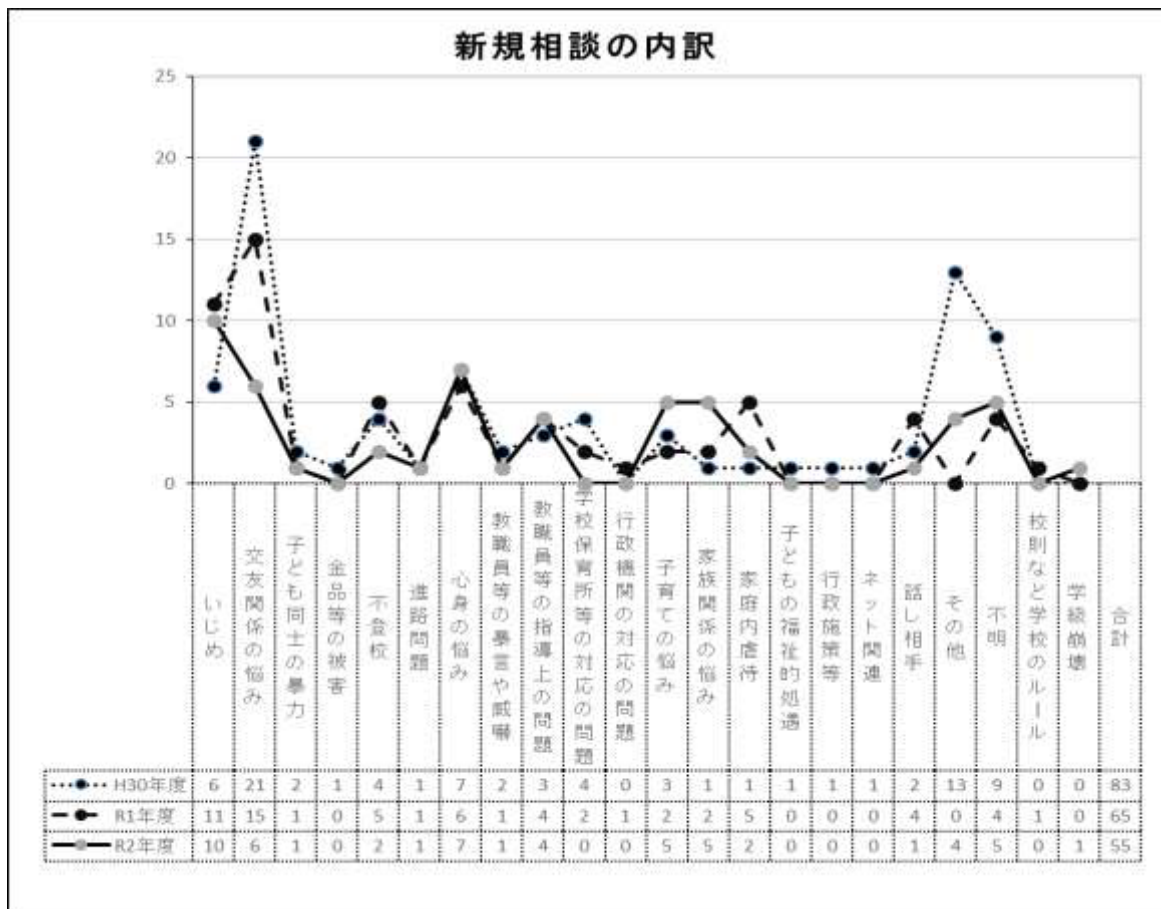
【月別相談件数（平成 30 年度～令和 2 年度）】



【新規相談対象者の内訳（平成30年度～令和2年度）】



【新規相談の内訳（平成30年度～令和2年度）】



【相談件数 推移】

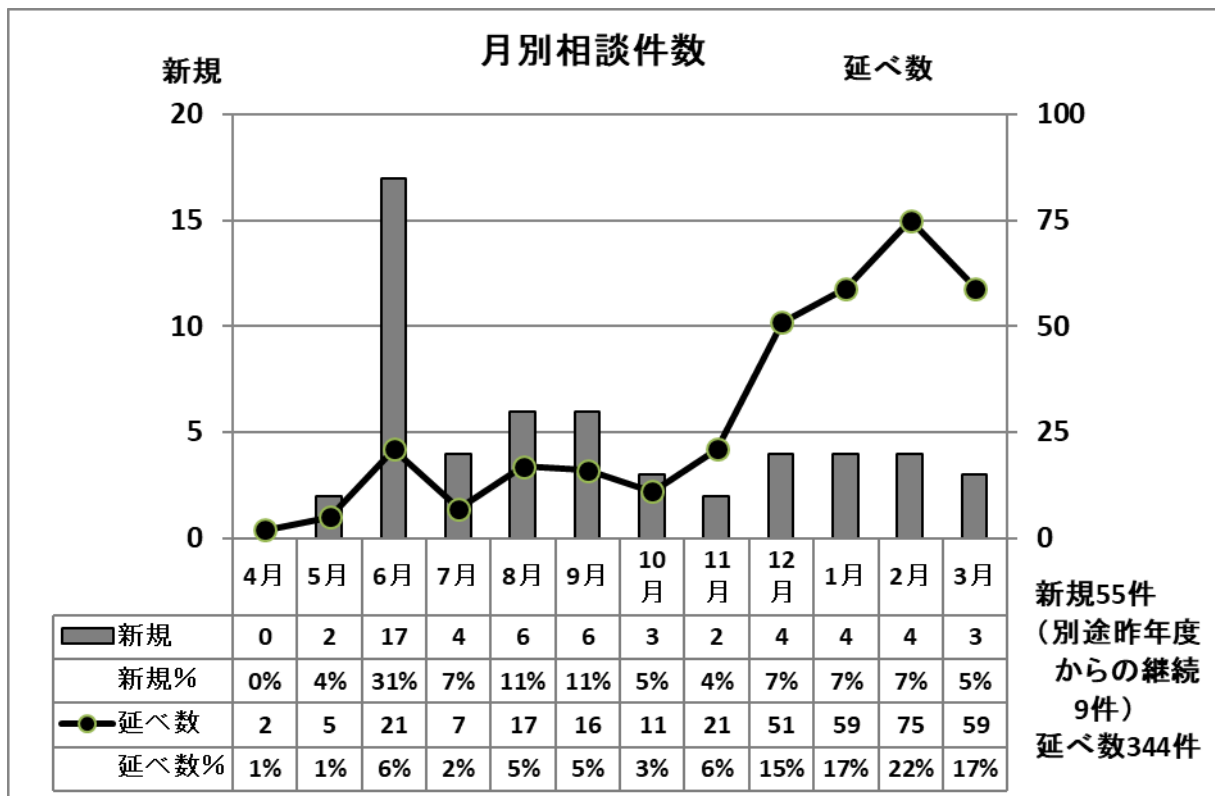
|                |                                              |
|----------------|----------------------------------------------|
| 平成 26 年度(11 月) | 新規相談件数 27 件<br>延べ相談件数 122 件                  |
| 平成 27 年度       | 新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件<br>延べ相談件数 386 件   |
| 平成 28 年度       | 新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件<br>延べ相談件数 386 件  |
| 平成 29 年度       | 新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件<br>延べ相談件数 547 件  |
| 平成 30 年度       | 新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件<br>延べ相談件数 663 件  |
| 令和元年度          | 新規相談件数 65 件、前年度よりの継続案件数 12 件<br>延べ相談件数 292 件 |
| 令和 2 年度        | 新規相談件数 55 件、前年度よりの継続案件数 9 件<br>延べ相談件数 344 件  |

## 2 相談件数について

### (1) 月別相談件数

令和2年度の月別相談は、新規相談として6月に17件(31%)、次いで8月、9月に6件(11%)の相談を受けています。

【令和2年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件のうち、初回相談は新規、1 案件で3回の相談があった場合は延べ数を3回と数える。

※前年度からの継続案件が9件あった。

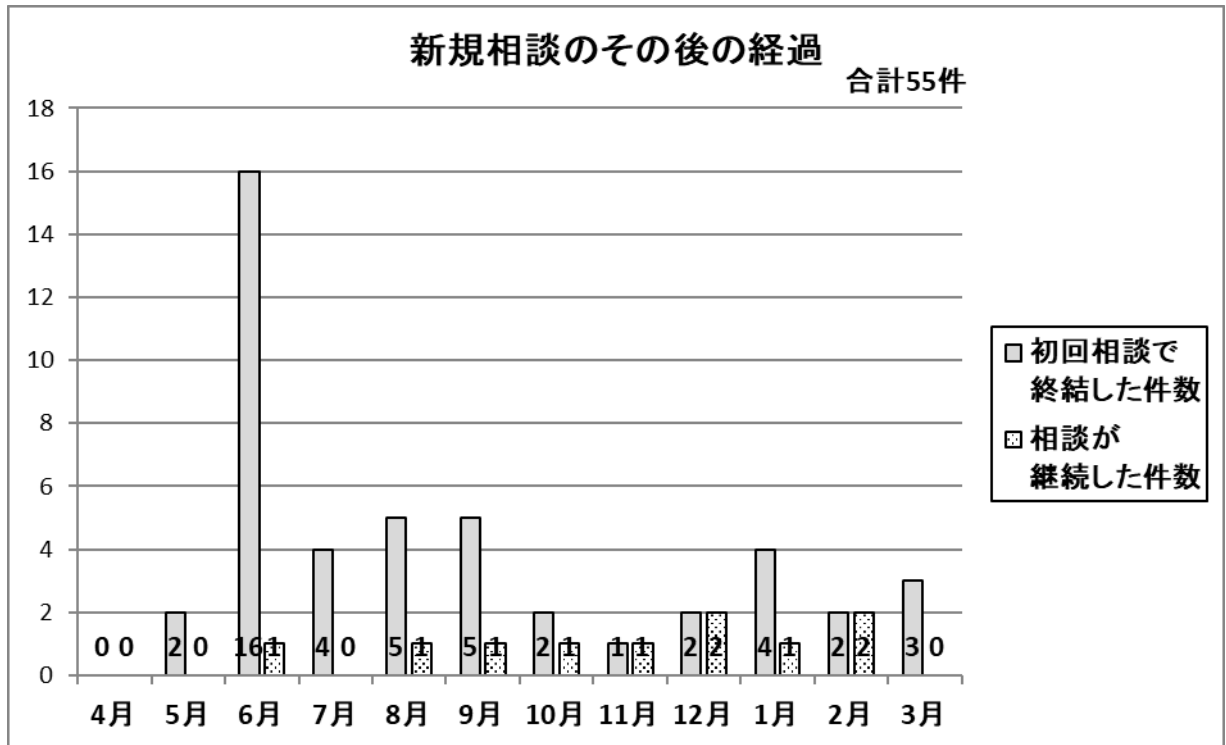


## (2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が55件中46件と83%を占めています。

### 【令和2年度・新規相談のその後の経過状況】



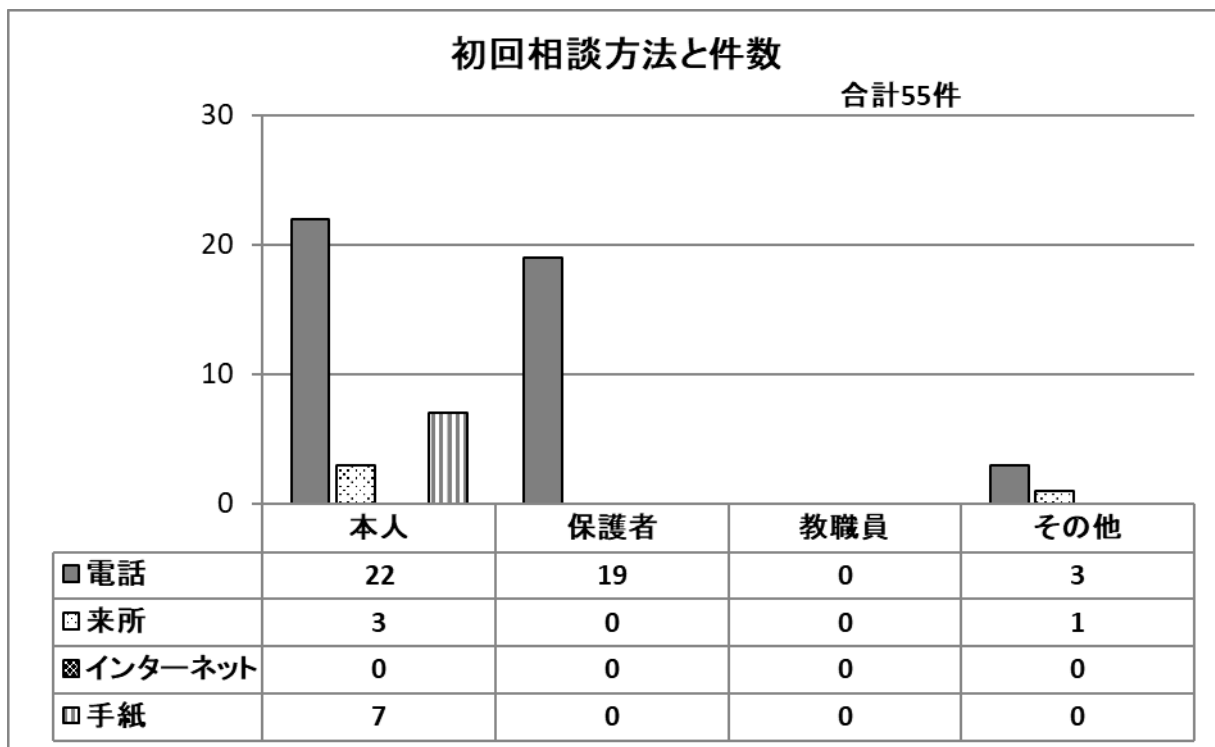
※前年度からの継続案件が9件あった。

(3) 初回相談方法と件数

新規相談件数 55 件のうち、子どもからの相談が 32 件（58%）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く 22 件、次いで、手紙による相談が 7 件、来所相談 3 件でした。

保護者からの相談は 19 件あり、電話による相談のみでした。

【令和 2 年度・初回相談の相談者と相談方法】

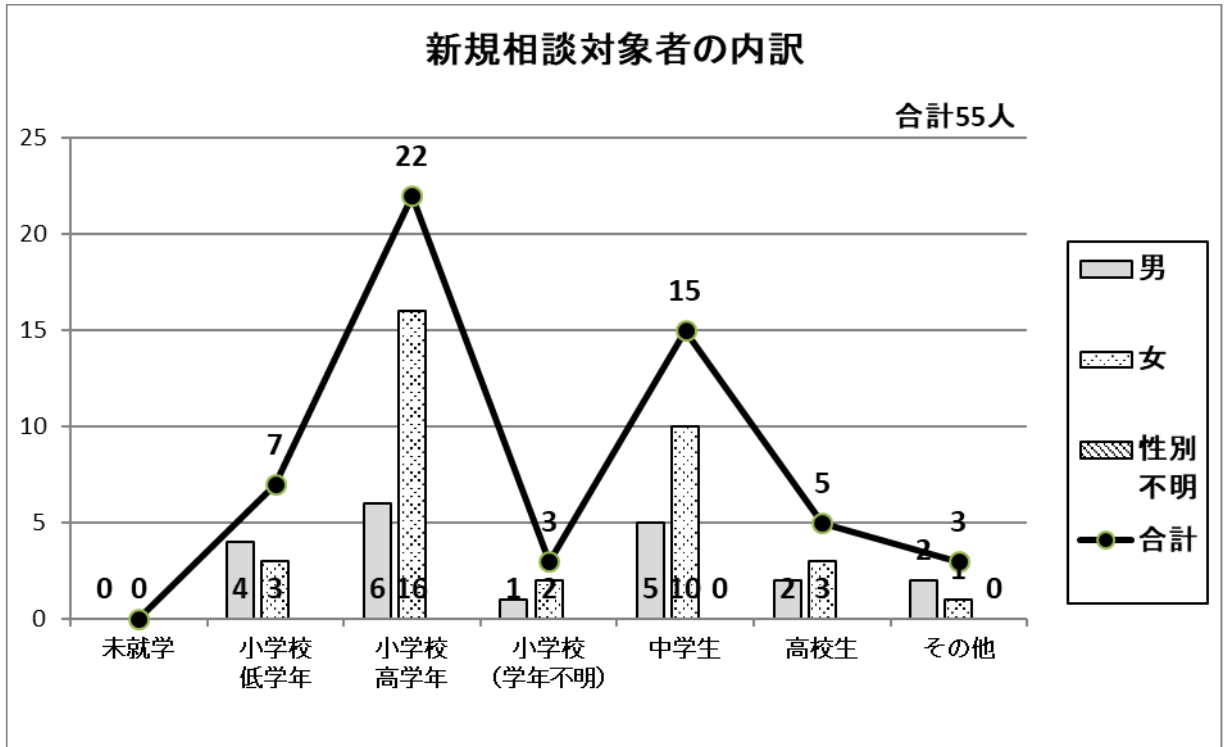


※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としている。

(4) 新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 55 件のうち、小学校高学年が一番多く 22 件、次いで、中学生 15 件と続きました。

【令和 2 年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】

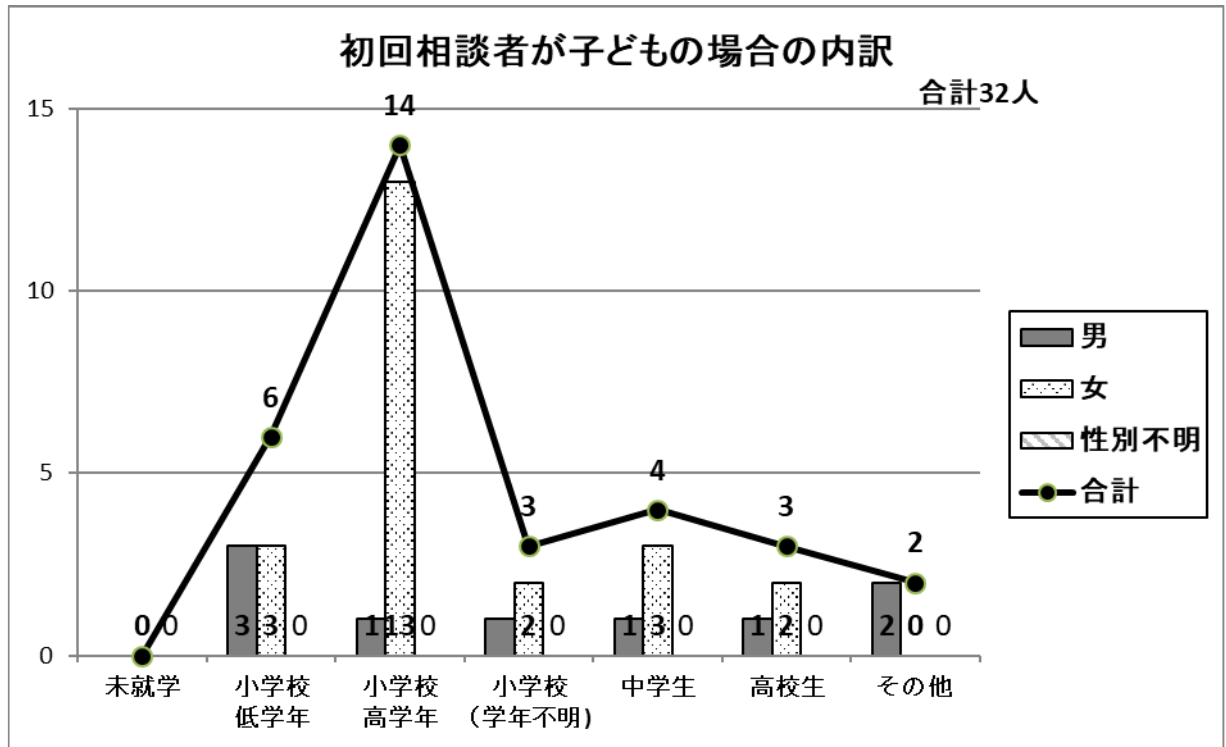


※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に子どもたちから直接相談があった件数は 32 件あり、小学校高学年からの相談が一番多く 14 件ありました。続いて小学校低学年 6 件となっています。男女別でみると、女子からの相談が多い傾向でした。

【令和 2 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



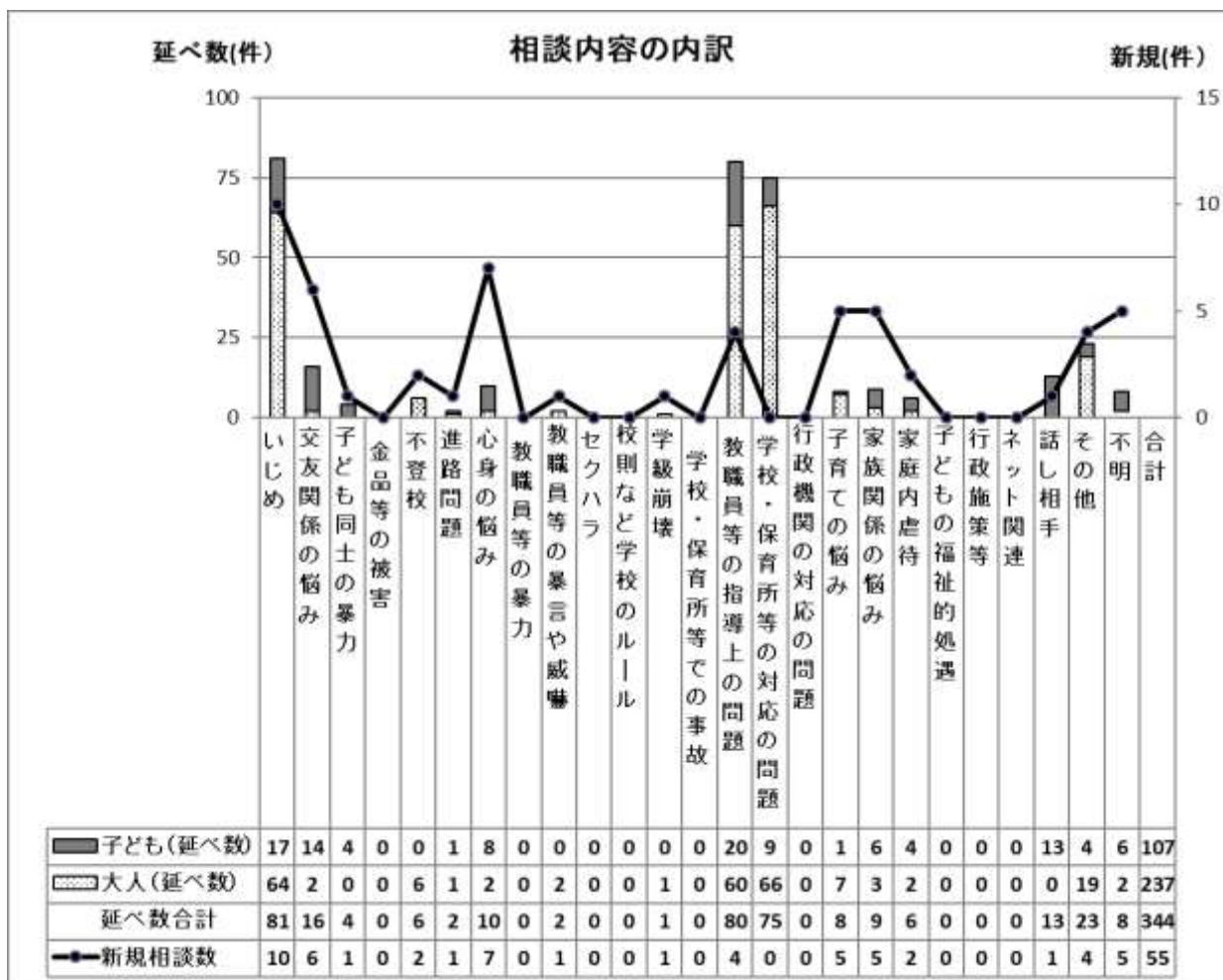
※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、55 件中、いじめ 10 件、次いで、心身の悩み 7 件と続きました。

延べ相談内容としては、344 件中、いじめ 81 件、次いで、教職員等の指導上の問題 80 件と続きました。

【令和 2 年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けている。

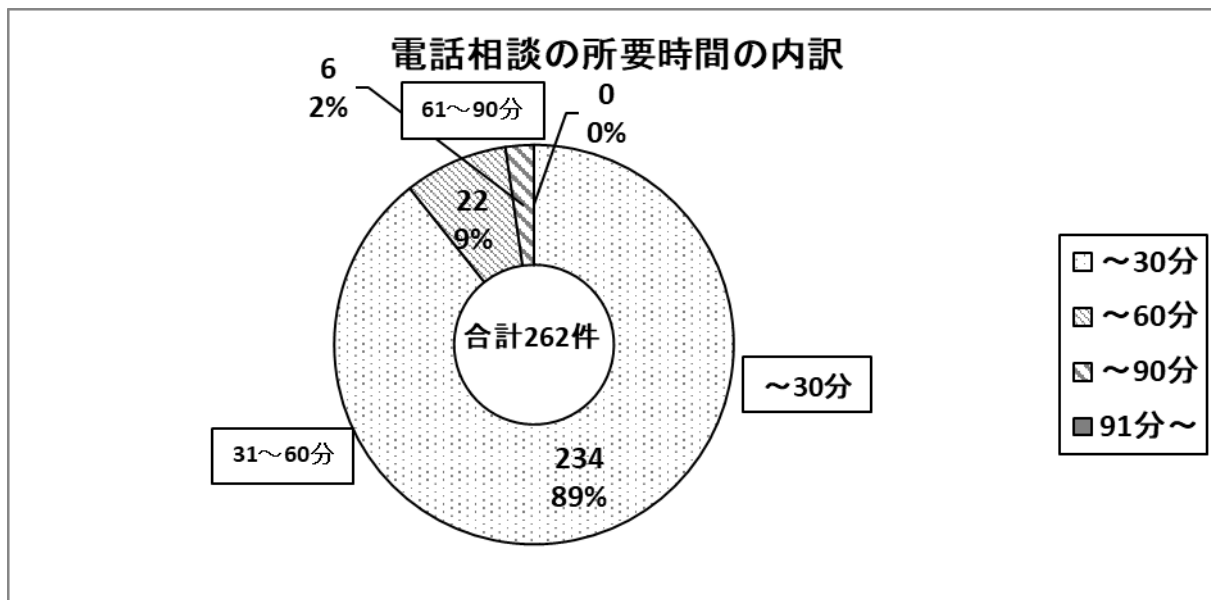
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合がある。

### 3 相談の所要時間等

#### (1) 電話相談の所要時間の内訳

30分以下の電話相談が全体262件の234件(89%)、次いで、60分以下22件(9%)となりました。1時間(60分)を超えての相談が6件(2%)ありました。

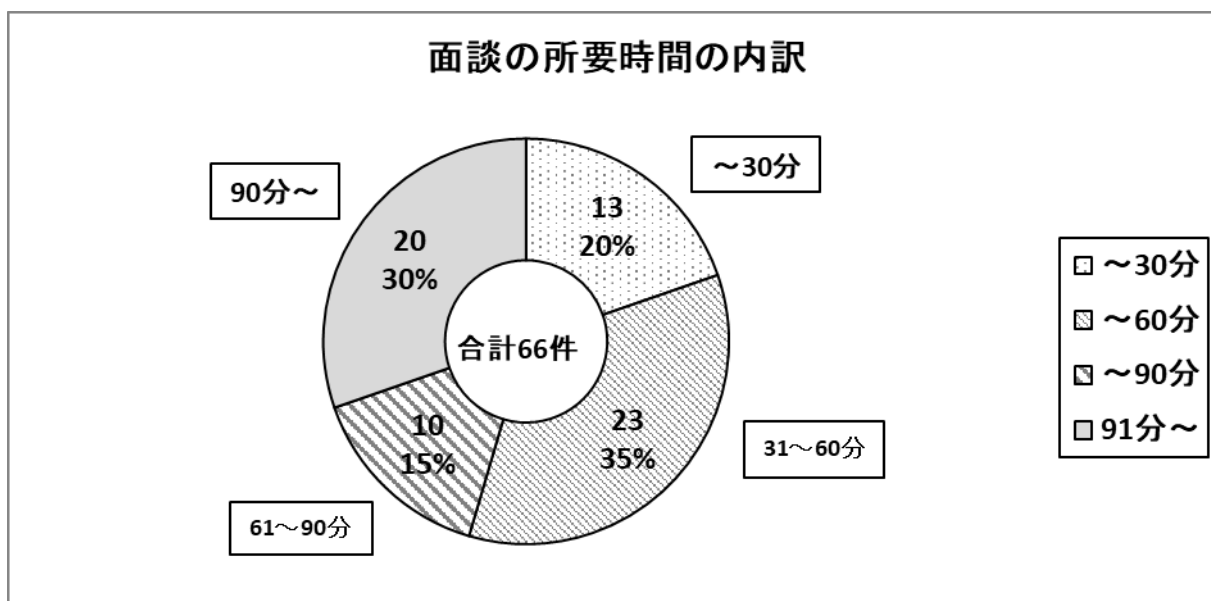
【令和2年度・電話相談の所要時間の内訳】



#### (2) 面談の所要時間の内訳

面談対応66件のうち、60分までの面談相談が最も多く23件(35%)、次いで90分を超える面談相談は20件(30%)でした。これには学校を訪問しての面談時間も含んでいます。

【令和2年度・面談の所要時間の内訳】

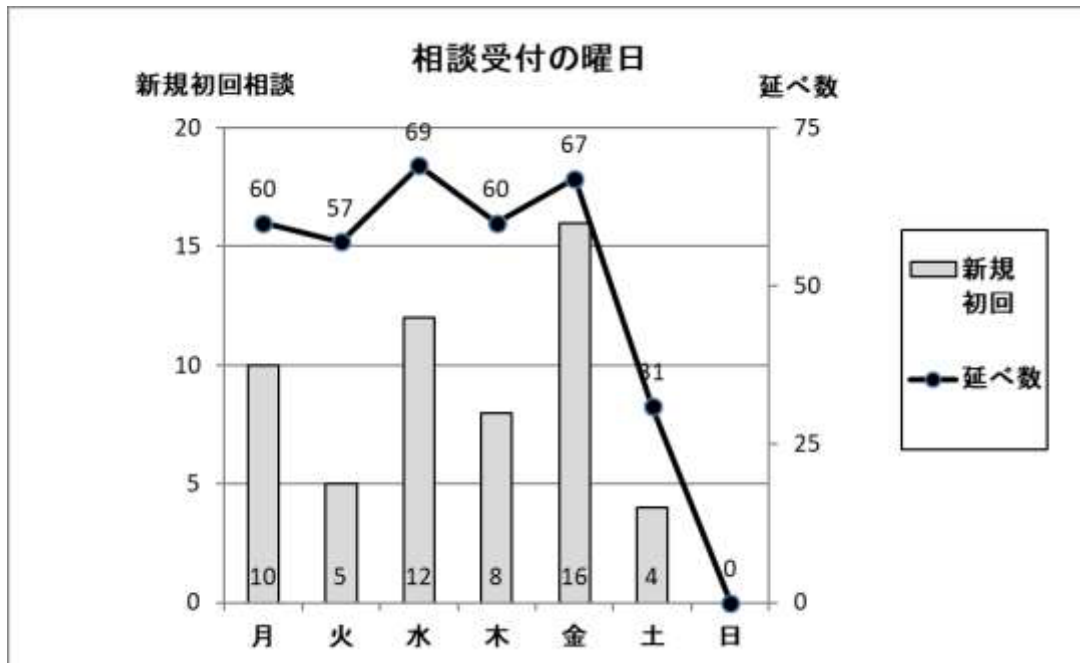


※面談は、来所相談や訪問(学校への調整等)を含んでいる。

(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 55 件のうち、金曜日が 16 件と一番多く、次いで水曜日 12 件、月曜日 10 件と続きました。延べ相談件数 344 件のうち、水曜日が 69 件、金曜日が 67 件となりました。

【令和 2 年度・相談を受け付けた曜日】



(4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で受付の時間帯は、55 件のうち、16 時台が 9 件と最も多く、次いで、17 時台が 8 件でした。延べ相談件数 344 件のうち、時間外を除き、17 時台が 57 件ありました。放課後の時間帯の相談が多くみられました。

【令和 2 年度・相談を受け付けた時間帯】



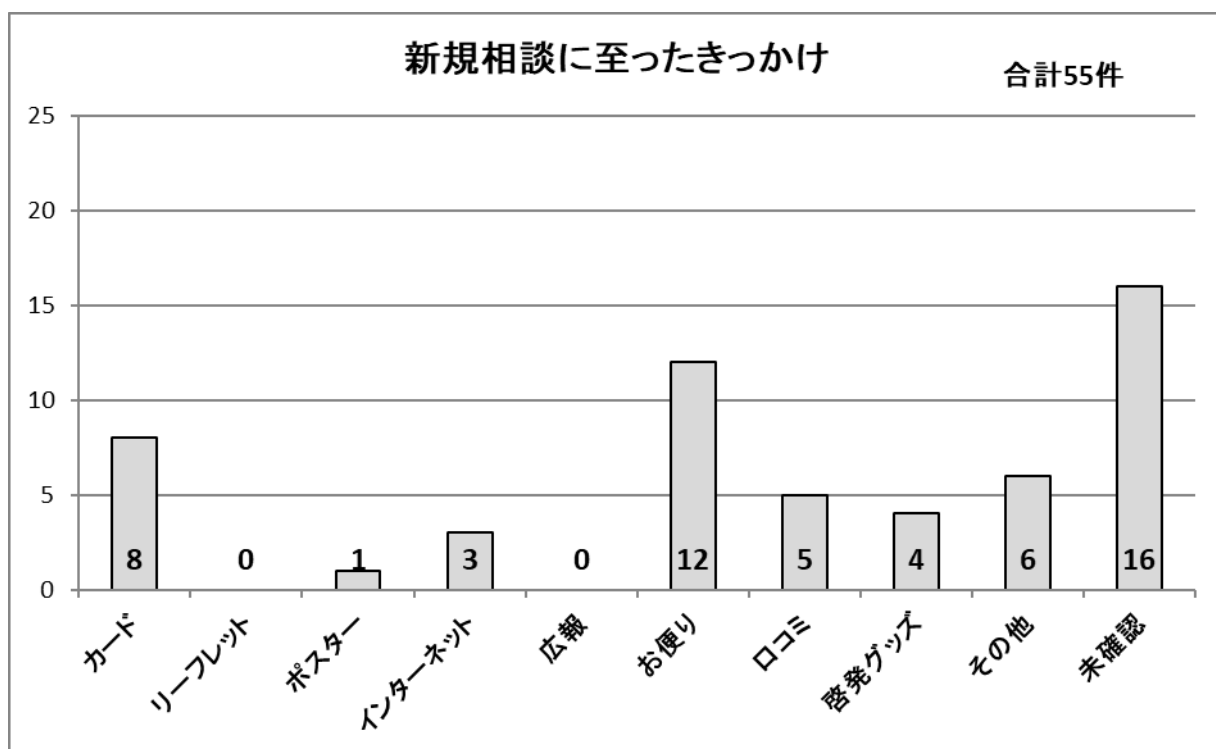
※手紙による相談は時間外とした。

#### 4 相談へのきっかけ

##### ■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 55 件のうち、相談に至ったきっかけとして、子どもの権利サポート委員会だより（お便り）が一番多く 12 件でした。次いで、カード（ダイヤルカード）は、8 件でした。各学期ごとにお便りの発行や、カード、リーフレット、啓発グッズを市内小中高等学校の児童・生徒へ配布しています。各学校で配布協力いただいたお便り等が相談のきっかけにつながっています。

【令和 2 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイヤルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行った。

※啓発グッズ（小3クリアファイル、小6・中3シャープペンシル）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布を行った。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、カード、リーフレット、啓発グッズとともに配布を行った。

・啓発時期等は、第2章 1 広報・啓発一覧に掲載



## 5 委員による活動について

### (1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

#### 開催回数

|             | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 委員会会議<br>※1 | 0  | 0  | 2  | 2  | 0  | 1  | 1   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 6  |
| ケース協議<br>※2 | 0  | 0  | 2  | 2  | 1  | 2  | 2   | 2   | 2   | 2  | 2  | 2  | 19 |

※1 委員会会議(条例に定められた会議) 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合う。

※2 ケース協議 それぞれの事案(ケース)の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行う。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催とした。

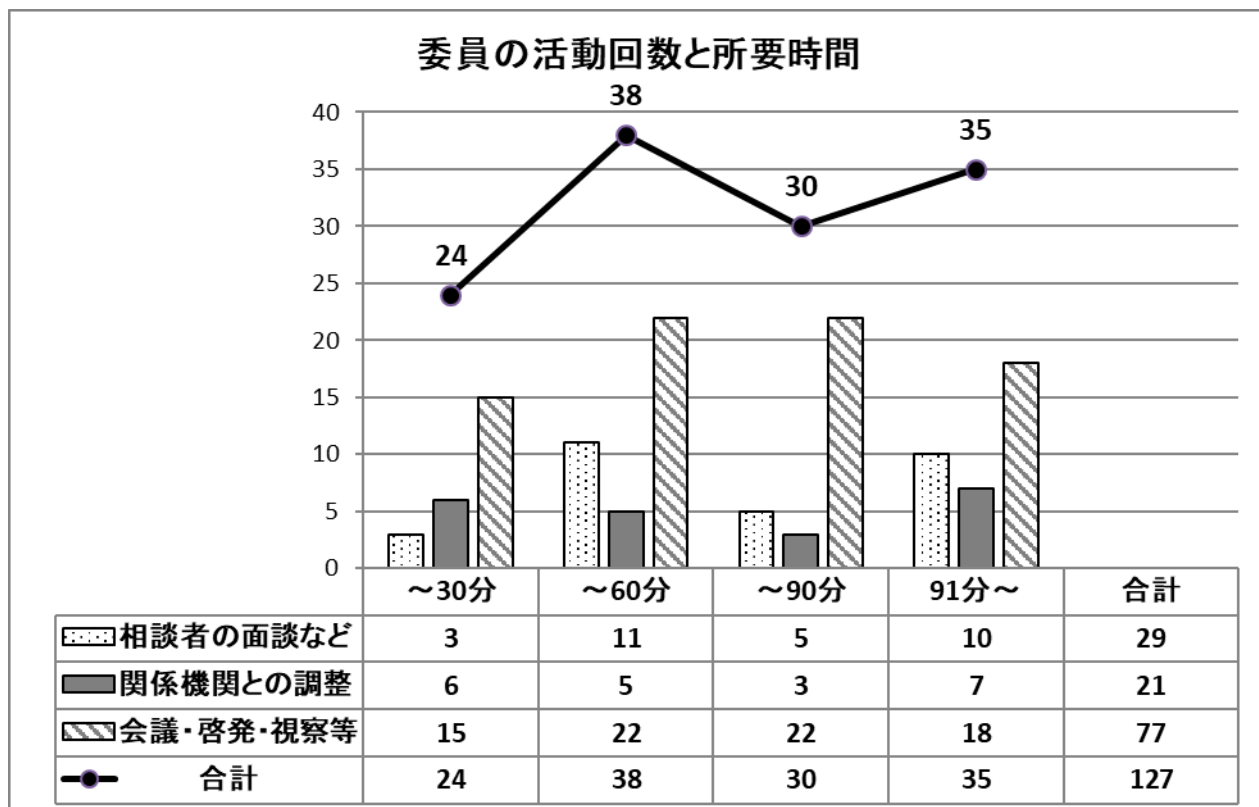
#### ■ 委員会会議議題 ■

| 日 程    | 議 題                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月2日   | (1) 令和2年度新体制について<br>(2) 令和2年度子どもの権利サポート委員会啓発活動年間計画(案)について<br>(3) 令和元年度活動報告書について<br>(4) 活動報告会について<br>(5) 委員の任期について |
| 6月16日  | (1) 市長報告会について<br>(2) 活動報告会について                                                                                    |
| 7月8日   | (1) 活動報告会について<br>(2) 委員の選任について                                                                                    |
| 7月22日  | (1) 活動報告会について                                                                                                     |
| 9月23日  | (1) 子どもの権利サポート委員会の体制について<br>(2) 子どもの権利サポート委員会制度について                                                               |
| 10月29日 | (1) 子どもの権利サポート委員会制度について<br>(2) 委員長及び委員長代理の選任について                                                                  |

## (2) 活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や相談者との面談者間機関との調整活動等をされた内容です。

【令和2年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したもの

- ・関係機関との調整とは、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなど調整活動（代弁等）を委員により行ったもの。
- ・会議・啓発・視察等とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの及び、外部講師による研修などを委員が受けたもの。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

0件

■発意による調査件数

0件

■調査件数

0件

■勧告・要請、意見表明件数

0件

■公表件数

0件

■調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

7件

- ・小学校6年生
- ・中学校2年生
- ・中学校2年生
- ・小学校6年生
- ・小学校6年生
- ・中学校2年生
- ・中学校2年生

## 6 相談事例

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

### 事例 1 相談者と学校との調整をサポート委員が行ったケース（調整活動事例）

**相談者** 中学 2 年生 A くん

#### **概要**

A くんはクラスメイト数人から変なあだ名をつけられたり、軽く蹴られるなどしていた。最初は A くんも談笑したり遊んだりしていたが、日ごとに暴力も激しくなり、あだ名も悪意のある酷いものになった。こうしたクラスメイトによるいじめが原因で、次第に学校に行くことに恐怖心を抱き、A くんは不登校になってしまった。心配した保護者から、子どもの権利サポート委員会に相談があった。

#### **初回相談**

A くと保護者がサポート委員会に来所し相談員と面談した。A くんは保護者と共に、担任に相談していた。担任は関係した生徒から聞き取り調査を実施したが、具体的ないじめの事実は確認することはできなかったと述べた。そのうえで「仲良くやっているし、ふざけ合っていただけだろう」「被害妄想ではないか」「いじめと認識はしていない」と懐疑的な見方をされた。担任に対する不信感と教室に入るのが怖いという思いを話をしてくれた。

#### **電話相談**

保護者から入電。初回面談を終えた後、保護者が欠席中のプリント類を学校に取りに行った。

その際、学年主任にサポート委員会に相談したことを話したところ、同日夜に担任と学年主任が自宅を訪れ、別室登校に関しての説明をされた。いじめ対応をせず息子を別室に追いやることで、この件は無かったものとされるのではないかと思い、学校や担任に対する不信感を強くもつようになったと述べられた。

#### **■対応**

A くん本人の話を傾聴し思いを受容した。いじめの対応をめぐり、学校と本人・保護者で意見の相違が生まれていることがわかった。子どもの権利サポート委員会の制度を説明し、後日サポート委員との面談を実施することとなった。

## サポート委員と面談

サポート委員はAくんの辛い気持ちを受容しながらじっくり話を聴いた。Aくんの思いや解決イメージを尋ねたところ「悪意のあるあだ名をつけた生徒達とは一切関わりたくない、担任も信じられないのでそっとしておいてほしい。クラスにも入りたくない」と答えたが「吹奏楽部（楽器はオーボエ）の活動や顧問の先生が大好きなので部活は参加したい。吹奏楽部の活動をするためには登校したい。日中は別室で過ごすことも考えている」と別室登校に関しては保護者の思いとは違い、肯定的な思いを聴くことができた。また「高校進学に向けて勉強の面で遅れは取りたくない」とのことだった。いじめ問題や不登校に対して、学校がどのように適切な対応をしようと考えているのか動き方が分かりにくいため、学校訪問で確認することになった。

## 経過

### ・学校訪問において

サポート委員と相談員が学校訪問を行う。Aくんの思いや、いじめ問題に関して担任との認識のズレを伝えたところ、学校側は真摯に受け止めてくれた。学校側から、別室登校を勧めたことや別室で過ごす意味、教室復帰にあたりAくんがどのようなビジョンを持てばいいかを尋ねた。学校からの報告として、担任はAくんが学校に登校できなくなってから再度、実態の把握に努めていたことが分かった。クラスの複数の目撃者に話を聞いたところ、1人の目撃者は見ている自分も不快な気持ちになったことを話し、あれはいじめだったと主張したことから、担任としていじめに対する認識が低かったことを謝罪され、既に学年主任や管理職に事実を伝え、いじめと認知した上で学年の教員を中心に組織的な対応をしていることも報告された。学年主任からは、加害生徒への教育相談と暴言暴力への反省と再発防止を目指している最中であると述べられた。別室登校を促した経緯については、以前Aくんから「しんどい時は別室登校をしてもいいですか？」「別室から部活動に参加してもいいですか？」と質問を受けていたことがあったため、家庭訪問で説明を行ったとのことだった。別室に関して学校の見解は、Aくんが教室に入れずとも「学校という空気」に触れてもらいたい、別室担当教諭との関わりの中で温かみや楽しさなどを感じ、人への信頼を取り戻してほしい、また、心を休める場所・気持ちの安らぐ場所という意味で別室に登校してもらいたい、学力の保障も考えており、教科担当教員の協力を得ながらAくんの個別学習を実施し、進路希望の実現への手がかりもつくってやりたいと考えていることが分かった。教室復帰のビジョンについては、Aくんの気持ちを丁寧に聴く時間を確保し、家庭への働きかけを丁寧に行い、保護者と連携し協力体制を築いていくこと、Aくんの思いを尊重しながら負担にならない時間を決めて、教室で授業を受けることを促す、そして吹奏楽部顧問を一番に信頼しているという点からもサポート役、部活動をつなぎの場として確保しておくことと述べ

られた。

サポート委員会とAくんは、定期的に面談をし、現状把握に努め、学校と連携していくこととした。

#### ・学校訪問の内容を本人に伝える

学校がAくんの思いや希望を理解されたこと、また、学校がいじめ問題を真摯に受け止め対応していることを報告した。教室復帰についても、不安感や孤独感をもたないように、学年の全教諭が、注意してAくんおよび学年の生徒を見守る。また、意図的と思われる行為は、すぐに学級担任や生徒指導教諭に報告し、対応すると言っていたことを伝えた。Aくんの思いを尊重すると言っていたと伝えると安堵の表情が変わった。Aくん自身から「サポート委員会が間に入ってくれてありがたいと思った。いまずぐではないが教室に戻りたい」という気持ちを聞くことができた。Aくんは部顧問からオーボエの演奏を褒められコンクールに出場するよう促されており、部の仲間と日々練習に励み充実した毎日を送っていると話してくれた。部活動の小さな成功体験の積み重ねで自信をつけており、部活をきっかけとして別室教室に通うモチベーションになっていることが分かった。

#### その後の本人へのかかわり

相談員からAくんに定期的に電話を入れ、学校で困っている事がないかを気持ちに寄り添いながら話を重ねた。そのうえでサポート委員会と学校がAくんの状況を報告し合い、意思疎通を図った。別室の教諭、担任、学年団のチーム支援により、共通理解が深まりクラスの土壌が整っていった。担任からのきめ細やかな言葉かけや褒め言葉、気遣いもあり、教室復帰を果たすことができた。

## 事例 2 相談者と相談員とのやりとりの中で解決したケース

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

**相談者** 高校生（電話相談）

**主訴分類** 心身の悩み

**相談内容** 朝起きられなくて登校しづらい

体調が悪く、朝起きづらい。毎日母に送ってもらって登校していたが、最近、休みがちになった。なんとなく教室に入りづらい。

クラスみんなにする休みしていると思われるのも嫌だ。学校には通いたいが、どうしたらいいか。

**対応** ていねいに話を聴いて、サポート委員会に電話してきてくれたことをほめた。話の中で本人から、「一度、学校の先生に話してみようかな。」との発言があったので、診断名や今不安に思っている事をそのまま先生に相談してみればいいと支持した。本人も「やってみます。」との事だった。もう少しうまくいかなければ、また電話してくれるよう伝えた。

後日、本人から連絡があり、担任の先生に相談して、別室に登校できるようになった。先生は、本人に、体調を重視して、無理することはないと、また、クラスの生徒には、本人は、体調が悪いため登校しづらいのであって、する休みでないことを話された。本人の気持ちも軽くなり、体調も少し良くなったとのことだった。これからは、無理することなく、教室に通えるようになりたいと思っていると話してくれた。

---

**相談者** 小学校高学年（来所相談）

**主訴分類** 交友関係の悩み

**相談内容** オンラインゲームでの友だち間トラブル

クラスの友だち何人かでオンラインゲームをして遊んでいたが、ひとりの男子が、意地悪なことを言う。他の友だちは何も注意してくれない。やめてほしいが、どうしたらいいか。

**対応** 本人の話を傾聴しつつ、どうしたらいいかを一緒に考えた。話をするうちに、本人から、「まずは、嫌なことを言う男子以外の周りの友だちに話してみる。」との話が聴けたため支持し、励ました。うまくいかないときは再度話をきくこととした。

後日、本人が来所し、周りの友だちにまず話をしたところ、友だちもひどいことを言うと思っていた。友だちに思いを共有してもらって安心し、本人が、この男子に直接やめてほしいことを言うことができ解決した。今は楽しく学校に通えている。ありがとうございますとのことだった。

---

**相談者** 小学校高学年（電話相談）

**主訴分類** 家族関係の悩み

**相談内容** 兄弟間のトラブル

2 つ下の弟とおもちゃの貸し借りでトラブルになった。弟におもちゃを勝手に触られても我慢していたが、今日は弟のおもちゃを使おうとしたところ弟が拒否したのでけんかになった。腹が立ってしかたがないけれど、両親が仕事で不在。弟への不満を言える人がおらずサポート委員会に電話した。

**対応** 本人の話を傾聴した後、困ったことがあった時に電話をかけてきてくれたこと、弟のことを大目にみていてえらいとほめた。どうしたいかきくと、「弟と仲良く遊びたい。」と言った。様子をよくきくと、「兄弟げんかはいつも物の貸し借りから始まる。」とのこと。どうすればけんかしないで遊べると思うか一緒に考えたところ、本人から、「弟と貸し借りのルールを決めたらいいと思う。」と考えることができたので、決めたルールを紙に書いて、ご両親に一回読んでもらってから始めてみたらどうかと助言したところ、「やってみたい。」とのことだった。

後日、本人から電話があり、ルールで弟と仲良く遊べているとのことだった。

---

**相談者** 小学校中学年（手紙相談）

**主訴分類** 教職員の指導上の問題

**相談内容** 担任教諭の指導

クラスの担任の先生が、クラスでおこっているのを聞いているといやになる。学校に行きたくないです。

**対応** すぐに返信した。

手紙で相談できたことをほめた上で、先生がどのような時に、だれをどのようにおこるのか、おうちの人はこのことを知っているかなど、くわしく教えてほしいのでまたお手紙くださいと書き、お手紙びんせんと電話番号が書いてあるカードを同封して返信した。

---

**相談者** 小学校高学年児童の母（電話相談）

**主訴分類** 子育ての悩み

**相談内容** コーチの指導

息子は、スポーツ少年団に入っている。中学受験を考えて塾にも行くようになるとコーチから「練習に来ないからできないのだ。」と言われ落ちこんでいる。

**対応** 本人が言いにくいなら、保護者から、本人は、勉強もスポーツもがんばりたいと思っていることをコーチにお話しされたらいいのでは、とお伝えしたところ、そうしてみますとのことだった。

---



## 第2章 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発活動一覧

#### 令和2年度 広報啓発活動

| 取組内容                           | 対象                                    | 時期 | 方法                                 |
|--------------------------------|---------------------------------------|----|------------------------------------|
| サポート委員会だよりの発行 小・中（臨時号）         | 市内の公立小・中学校・養護学校（計37校）に通う子ども           | 5月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）  |
| サポート委員会だよりの発行 小・中（第16号）高（第11号） | 市内の私立小・中学校、公・私立高等学校（計11校）に通う子ども       | 6月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）  |
| ダイヤルカード配布                      | 市内の公・私立小・中・高等学校・養護学校（計48校）に通う子ども      | 6月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布                 |
| サポート委員会だよりの発行 小・中（第17号）高（第12号） | 市内の公・私立小・中・高等学校・養護学校（計48校）に通う子ども      | 8月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）  |
| リーフレット配布                       | 市内の公・私立小・中・高等学校・養護学校（計48校）に通う子ども      | 8月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布                 |
| サポート委員会だよりの発行 小・中（第18号）        | 市内の公・私立小・中学校・養護学校（計42校）に通う子ども         | 1月 | 学校を通じて市内在校全児童生徒に配布                 |
| 啓発グッズの配布（クリアファイル）              | 市内の公・私立小学校・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども     | 1月 | 学校を通じて対象児童生徒に配布                    |
| 手紙フォームの配布                      | 市内の公・私立小学校・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども     | 1月 | 学校を通じて児童生徒に配布（クリアファイルに挟み込んで対象者に配布） |
| 啓発グッズの配布（赤シャープペン）              | 市内の公・私立小・中学校（計38校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども | 1月 | 学校を通じて対象児童生徒に配布                    |
| リーフレット、ダイヤルカード                 | 市内施設への設置依頼                            | 年中 | 市内各公共施設へ設置                         |
| 手紙フォーム                         | 市内施設への設置依頼                            | 年中 | 市内各公共施設へ設置                         |
| 広報紙へ掲載                         | 一般公開                                  | 年中 | 広報紙へ掲載（相談窓口一覧）                     |
| HP掲載                           | 一般公開                                  | 年中 | 随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）         |
| Facebook                       | 一般公開                                  | 年中 | 随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）         |

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

## 2 配布物

### ◆周知用カード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)

**宝塚市 子どもの権利 サポート委員会 (子どもの悩み相談)**

どんなお話でもいいよ

あいている日と時間  
 月～金曜日 13時～19時  
 土曜日、第1・3火曜日 10時～17時  
 年末年始、日・祝日はお休みです。

〒665-0867 宝塚市赤穂の町12-8  
 プレミア宝塚2階 (売布東の町12-8)

2019

こんなとき…話してみてね。

ちよつと話がしたい  
 嬉しかった、あこられた  
 ひどめにあった  
 友達とけんがしあ  
 したどい、つらい  
 どうしよう…

お電話でも来てくれてもいいよ!  
 何でもお話してみてね。  
 子どもの気持ちを大切にします。

0120-931-170  
 ひみつはまもります

(中学生・高校生への配布)

あなたの気もちを大切にします

友だち、学校、家族、進路のことで、  
 不安だ、困ったなあ、いやだなあ。  
 友だちが悩んでいて心配だな、  
 どうしたらいいかわからない、  
 だれにも言えない…  
 こんなとき相談してね!

お話してみませんか?  
 待っています

電話 来所 手紙

宝塚市  
 子どもの権利サポート委員会(子どもの悩み相談)

秘密は守ります  
 お金はかかりません

2019

宝塚市  
 子どもの権利サポート委員会

● 電話相談 匿名希望 匿名希望  
 0120-931-170  
 月～金曜日 13時～19時  
 土曜日、第1・3火曜日 10時～17時  
 (日祝・年末年始休み)

● 来所相談  
 場所：プレミア宝塚2階  
 阪急電鉄売布神社・中山観音駅から歩いて10分。  
 阪急バス播磨コミュニティプラザ前下車すぐ、1階受付で「相談に来た」と伝えてください。

● 手紙相談(びんせんに書いて送ってね)  
 お返事希望の場合は住所と名前を書いてね  
 〒665-0867  
 宝塚市赤穂の町12番9号プレミア宝塚2階  
 宝塚市子どもの権利サポート委員会 あて

秘密は守ります

◆周知用ポスター

**宝塚市**  
**子どもの権利サポート委員会**

**相談を聴く**  
 子ども会に  
 声でもあげよう

**一緒に考える**  
 ひみつは守るよ!  
 話しはじっくり  
 きくよ!

**調べる・助ける**  
 解決に向けて問題  
 をみんなに協力・協力  
 してもらおうよ!

**解決**

ほっとできるように一緒に考えてみませんか?

受付方法: 電話、来所  
 受付時間: 月～金曜日 13時～19時  
 土曜日 10時～17時  
 ただし、第1・3火曜日は10時～17時  
 年末年始、日・祝日はお休みです。

場所: プレミア宝塚2階  
 〒665 0837 宝塚市売布東の町12番6号

0120-931-170

宝塚市ホームページ  
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

お問い合わせ  
 宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局  
 TEL 0797-91-2001


宝塚市

◆周知用リーフレット

**宝塚市**  
子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもの通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする  
**0120-931-170**  
携帯・公衆電話からも無料です


来て話をする  
直接相談室に来てください。  
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く  
手紙での相談は下記住所まで送ってください。  
(くわしくはホームページにて)


対象となる人  
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども  
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者  
(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間  
月曜～金曜：昼1時から夜7時まで  
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所  
プレミア宝塚2階  
〒665-0967 宝塚市流市東の町12番8号  
阪急電鉄流市神社・中山観音駅から徒歩10分  
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ




宝塚市  
子どもの権利  
サポート委員会



無料相談電話  
0120-931-170  
携帯・公衆電話OK

宝塚市子どもの権利サポート委員会 検索



ひとり なや なん はなし  
**一人で悩まないで、何でもお話してみてね!**

ひみつはまもります

**こんなとき…**

- ちょっと話したい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく、友達のことでも大丈夫です

**子どもの権利サポート委員会**

**子どもの権利サポート委員会**  
無料相談専用電話  
**0120-931-170**  
子どもの気持ちを一番大切にします。  
直接相談室にも来てくださいね。

**解決**

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ぼつとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、また相談してください。  
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いします。

**話してみてね**

- 友だちのこと
- 学校のこと
- 家族のこと
- 自分のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。  
どんなことでも話してみてね。

**いっしょに考える**

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

**勧告・意見表明・要請**

● 必要な場合は協力してもらう、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

**調べる・協力を依頼する**

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

◆啓発グッズ

①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 赤シャープペンシル



◆子どもの権利サポート委員会だより



こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ～2020年度5月臨時号～小学生・中学生版

新型コロナウイルスの影響で、休校が続いています。

皆さんは、毎日テレビで見る新型コロナウイルスのニュースで不安を感じたり、お友達に会えなくて寂しくなったり、長時間、家で何をどう過ごしたらいいかわからず戸惑いがあるかもしれません。生活のリズムは保っていますか？自宅での学習や適度に体を動かすことなど、心と体を健康に保つことが今はとても大事な時です。不安な気持ちをだれかにきいてほしいなと思ったら、サポート委員会にぜひ電話をください。だれかに話してみたら、気持ちが落ち着いたり、前向きな考え方ができることがありますよ。お電話待っていますね。

宝塚市役所ホームページのトップページ「新型コロナウイルス関連情報」の中の「臨時休校期間における学習支援コンテンツポータルサイトのお知らせ」において、子どもの学び応援サイトなどの紹介をしていますので、ぜひご利用ください。



のホームページ



フェイスブック



無料電話相談

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始は休みです)

お手紙相談送付先

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてくださいね！

ひみつは  
 まもりませす

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

臨時号(新型コロナウイルス感染症防止のための休校時発行)

「子どもの権利サポート委員会」って、どんなところか知っていますか？

友だちや先生のこと、おうちの人のことなど、学校や家で、困ったり悩んだりしていることはないかな。あなたが、悲しい気持ちになったとき、どうしたらいいかわからなくなったとき、だれかに話を聴いてほしいと思ったりしたときなど、電話で相談できる場所です。手紙で相談することもできますよ。

宝塚市のホームページでもくわしく紹介しています。

「電話で話せてスッキリしました。」「困ったときは、また電話します。」といった声もありました。

手紙での相談は、下の住所に送ってね。

＜なぞなぞコーナー＞  
 ないしょでためるくりはな～に？

前回のなぞなぞの答え：おどろいたときに出てくるクリって、どんなクリ？ーしゃっくり

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

きょうの心のお天気は晴れていますか？

あさ、じぶんで起きたら、心の天気は「晴れ」。おうちのの人に、「おはようございます」「いってきます」と、あいさつができたなら「快晴(霧がほとんどない晴れ)」。

学校で、先生やおもだちに、「おはようございます」と元気にあいさつできたら「晴れ」。休み時間に、おもだちとなかよくあそべたら「青空がいつぱいひろがった晴れ」。おうちにかえって、学校であったことをたくさん話したら、きょうは「一日晴れ」。

心の天気がまいにち「晴れ」だとうれいけど、ときには、おうちの人や先生におこられてかなしくなると「雨」になったり、おもだちとけんかして学校にいくのがいやだと「くもり」になったりすることもあるよ。

そんなときは、じぶんひとりではなやまず、先生やおうちのの人にそうだんすると、気持ちががらくなりますよ。

先生やおうちの人には話づらいとおもったときは、「サポート委員会」に電話してみてください。あなたの気持ちをしっかりと書いて、どうしたら心が晴れるか、いっしょにかんがえていきます。相談室(下に書いてあるところ)に来てくれてもいいし、てがみで送って書いてもいいよ。



ほっとひといき！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)  
 もんだい： 高いお山にあったとき、おさるがひろって食べたクリは？

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2021年1月発行 第18号~ しょうがくせい なんせいばん  
 小学生1・2年生版

\*\*\*委員の先生からのごあいさつ\*\*\*

曾我先生

こんにちは！がっこうで、しんどいことや、いやなことがあったら、いつでもそらだんしてね！

西先生

しんばいなことや、こまっ たことがあったら、お願し 下さい。完策を取り戻すお 手紙を書きますね。

吉田先生

等閑、望遠の子どもたちを 応援できることとなり、う れしく思います。よろしく お願します。

みてるわよ、あなたがしていること、あのね、 輝くじゃないわよ。もうひとりのあなたがあ なたをみているのよ。見放されないようにね、 輝われないようにね。

いちばんいいけないのは、じぶんなんかだめだ と思いつくことだよ。

一番強い人が一番可能性をもっているんだよ。

おれはたすけてもらわねえと生きていけねえ 自信がある。



**アニメのささることば**

**なんのアニメのセリフでしょう？**

鬼滅の刃  
 龍門 炭治郎

ONE PIECE  
 ルフィ

ドラえもん  
 のび太

ムーミン  
 リトルミイ



※答えはホームページを見てね。

★アニメの主人公だっとなやんで大きくなった。困ったらいつでもそらだんしてね。



0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

ひみつは  
 まもります

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2021年1月発行 第18号~ しょうがくせい なんせいばん  
 小学生3年生版

\*\*\*委員の先生からのごあいさつ\*\*\*

曾我先生

こんにちは！がっこうで、しんどいことや、いやなことがあったら、いつでもそらだんしてね！

西先生

しんばいなことや、こまっ たことがあったら、お願し 下さい。完策を取り戻すお 手紙を書きますね。

吉田先生

等閑、望遠の子どもたちを 応援できることとなり、う れしく思います。よろしく お願します。

ガリアファイル  
 も使ってお

みてるわよ、あなたがしていること、あのね、 輝くじゃないわよ。もうひとりのあなたがあ なたをみているのよ。見放されないようにね、 輝われないようにね。

いちばんいいけないのは、じぶんなんかだめだ と思いつくことだよ。

一番強い人が一番可能性をもっているんだよ。

おれはたすけてもらわねえと生きていけねえ 自信がある。



※答えはホームページを見てね。

★アニメの主人公だっとなやんで大きくなった。困ったらいつでもそらだんしてね。



0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)


ひみつは  
 まもります

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。





「子どもの権利サポート委員会」で、どんなところか知っていますか？

ともだちや先生のこと、お家の人のことなど、学校や家庭で、困ったり悩んだりしていることはないかな。あなたが、悪い気持ちになったとき、どうしたらいいかわからなくなったとき、だれかに話を聞いてほしいと思ったりしたときなど、電話で相談できる場所です。手紙で相談することもできますよ。  
 宝塚市のホームページ  でもくわしく紹介しています。

電話番号は、下に記入しています。携帯電話・公衆電話からもかけることができますよ。

「電話で話せてスッキリしました。」  
 「困ったときは、また電話します。」  
 といった声もありました。

ちよつとひと風（魔法陣にチャレンジ！）  
 縦・横・斜めの数の和が等しくなるように、下のわくの中に1~9の数字を入れよう。

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

前回のなぞなぞの答え：→フランスのパンはフランスパン、では日本は？  
 稲パン？ジャパン



手紙での相談は、下の住所に送ってね。

サポート委員会のFacebookも見てくださいね！



0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 （日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



今日の心のお天気は晴れていますか？

朝、自分で起きられたら、心の天気は「晴れ」。おうちの人に、「おはようございます」「いきます」と、あいさつができたなら「快晴（雲がほとんどない晴れ）」。  
 学校で、先生やお友達に、「おはようございます」と元気にあいさつできたなら「晴れ」。休み時間に、お友達となかよく遊べたら「青空がいっぱい広がった晴れ」。  
 おうちに帰って、学校であったことをたくさん話したら、きょうは「一日晴れ」。  
 心の天気は毎日「晴れ」だとうれしけれど、時には、おうちの人や先生に怒られて悲しくなって「雨」になったり、友達とけんかして学校に行くのがいやだと「くもり」になったりすることもあるよね。

そんなときは、自分ひとりで悩まず、先生やおうちの人に相談すると、気持ちが楽になりますよ。  
 先生やおうちの人には話づらいなと思ったときは、「サポート委員会」に電話してみてください。あなたの気持ちをしっかり聞いて、どうしたら心が晴れるか、いっしょに考えていきます。相談室（下に書いてあるところ）に来てくれてもいいし、手紙で送って来てもいいよ。



ほつとひといき！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）  
 謎題：失敗して落ち込んだクリは？

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 （日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2021年1月発行 第18号~ 小学生4・5年生版

★★★委員の先生からのごあいさつ★★★

- 会長先生**  
 こんにちは！学校で、しん  
 どのことや、いやなことが  
 あったら、いつでも相談し  
 てね！
- 西先生**  
 しんばいなことや、こまっ  
 たことがあったら、お話し  
 下さい。元氣を取り戻すお  
 手伝いをしますね。
- 自由先生**  
 等園、宝塚の子どもたちを  
 応援できることとなり、う  
 れしく思います。よろしく  
 お願いします。

知らないことが強さじゃなくて、補がらない  
 ことが強さじゃなくて、疲れないことが強さ  
 じゃなくて、本当の強さって、どんなことがあ  
 っても、前を向けることですよ。前をね。

**アニメのささることば**  
**なんのアニメのセリフでしょう？**

- “っだけ教えておこう。君はこれからは何度  
 もつまずく。でもそのたびに立ち直す方をも  
 っているんだよ。”
- “一番強い人が一番可能性をもっているんだよ。”
- 誰かと話さずって心地いいのね。知らなかった。

- 鬼滅の刃  
 龍門 炭治郎
- 新世紀エヴァンゲリオン  
 惣流・アスカ・ラングレー
- ドラえもん  
 大人になったのび太
- ムーミン  
 リトルミイ

※答えはホームページを見てね。  
 ☆アニメの主人公だってなやんで大きくなった。困ったらいつでもそうだんしてね。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市赤布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

ひみつは  
 まもります

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることを説明し、  
 サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい  
**子どもの権利サポート委員会だより**  
 ~2021年1月発行 第18号~ 小学生6年生版

もうすぐ、小学校も卒業だね。筆記用具使ってね！

★★★委員の先生からのごあいさつ

- 会長先生**  
 こんにちは！学校で、しん  
 どのことや、いやなことが  
 あったら、いつでも相談し  
 てね！
- 西先生**  
 しんばいなことや、こまっ  
 たことがあったら、お話し  
 下さい。元氣を取り戻すお  
 手伝いをしますね。
- 自由先生**  
 等園、宝塚の子どもたちを  
 応援できることとなり、う  
 れしく思います。よろしく  
 お願いします。

知らないことが強さじゃなくて、補がらない  
 ことが強さじゃなくて、疲れないことが強さ  
 じゃなくて、本当の強さって、どんなことがあ  
 っても、前を向けることですよ。前をね。

**アニメのささることば**  
**なんのアニメのセリフでしょう？**

- “っだけ教えておこう。君はこれからは何度  
 もつまずく。でもそのたびに立ち直す方をも  
 っているんだよ。”
- “一番強い人が一番可能性をもっているんだよ。”
- 誰かと話さずって心地いいのね。知らなかった。

- 鬼滅の刃  
 龍門 炭治郎
- 新世紀エヴァンゲリオン  
 惣流・アスカ・ラングレー
- ドラえもん  
 大人になったのび太
- ムーミン  
 リトルミイ

※答えはホームページを見てね。  
 ☆アニメの主人公だってなやんで大きくなった。困ったらいつでもそうだんしてね。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市赤布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

ひみつは  
 まもります

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることを説明し、  
 サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

小学校高学年版

**心のキャッチボール 上手にできてますか？**

本当のスポーツではないけれど、みなさんは、毎日、おうちの人、学校の先生やお友だちと、心のキャッチボールをしていますね。言葉でするときもあれば、態度でするときもありますね。あなたの心(ボール)を、相手にうまく伝える(投げる)ことができるときもあれば、うまく伝わらずに「どうしよう……」と悩んでしまうこともあるかもしれませんね。そんなときは、一人で悩まないで、おうちの人や先生に相談したり、サポート委員会に電話や手紙で相談したりしてくださいね。

そうでしたら  
 すっきりしたよ。

そうできてよかつたよ。

☎ **0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

**ひみつは  
 まもります**

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

★★★委員の先生からのごあいさつ★★★

|                                                               |                                                                 |                                                                 |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>曾我先生</p> <p>こんにちは！がっこうで、しんどことや、いやなことがあったら、いつでもそうだんしてね！</p> | <p>西先生</p> <p>しんばいなことや、こまつたことがあったら、お話し下さい。元氣を取り戻すお手伝いをしますね。</p> | <p>吉田先生</p> <p>等しい、望遠の子どもたちを応援できることとなり、うれしく思います、よろしくお願ひします。</p> |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|

みてるわよ、あなたがしていること、あのね、輝きじゃないわよ。もうひとりのあなたがあるをみているのよ。見放されないようにね、輝かれないようにね。

いちばんいいのは、じぶんなんかだめだと思ひ込むことだよ。

一番強い人が一番可能性をもっているんだよ。

おれはたすけてもらおねえと生きていけねえ自信がある。

- アニメのせざることば**
- **なんのアニメのセリフでしょう？**
- 鬼滅の刃 竈門 炭治郎
  - ONE PIECE ルフィ
  - ドラえもん のび太
  - ムーミン リトルミイ

※答えはホームページを見てね。  
 ★アニメの主人公だつてなやんで大きくなった。困つたらいつでもそうだんしてね。

☎ **0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時  
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

**ひみつは  
 まもります**

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



# 子どもの権利サポート委員会だより

～2020年6月発行第16号～中学生版



## ～学校再開はどうですか？～

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、突然長期の休校となり、みなさんの生活にも様々な影響が出て、ストレスを感じることも多かったのではないのでしょうか。まだ感染が完全に終息したとは言えませんが、6月から学校が再開され、待ちに待った友達や先生との再会を喜び合った人も、学校再開を少し憂うつに感じた人もいるでしょうね。休校の影響や感染対策の取り組みが続く中、普段の学校生活に戻るまでにはもう少し時間がかかることでしょう。みなさんは、今回の世界的な感染症の流行を通して、普段当たり前のように思ってきた日常生活の大切さを実感したことと思います。その思いをこれからの学校生活に生かし、充実した日々を送ってほしいと願っています。そしてもし学校に行くのが辛いと感じていても、そう感じているのはあなただけではないことを知って欲しいと思います。

どんな悩みでも誰かに相談してみたいと思ったら  
子どもの権利サポート委員会を利用してください

◆なぜ相談をするの？—自分だけで考えがまとまらないときに誰かに話すことによって自分の考えがまとまったり解決に向かったりします。誰かに話してみることは大事なので、ぜひ試してみてください。



Facebookを下部画面に反映しています。のぞいてみてね！

来所もOKです！

●**無料電話相談 0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時  
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●**お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



# 子どもの権利サポート委員会だより

～2020年8月発行 第17号～ 中学生版



## みなさんは、「子どもの権利条約」や「宝塚市子ども条例」を知っていますか？

みなさん一人ひとり、かけがえない存在であり、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。「子どもの権利条約」は、子ども(18歳未満)を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様、一人の人間として持っている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。「子どもの権利条約」は、大きく分けて次の4つの権利を守るよう定めています。

### 「生きる権利」

すべての子どもの命が守られて、安全な水や十分な栄養を得て健やかに成長すること。病気やけがをしたら治療を受けられること。

### 「育つ権利」

持って生まれた能力を十分に伸ばして、自分らしく成長できるよう、教育を受け、休んだり遊んだりできること。また、自分の考えや感じるものの自由が守られること。

### 「守られる権利」

身体的・心理的・性的な虐待、暴力、搾取、また、放置、怠慢な扱い、有害な労働などから守られること。障害のある子どもなどが社会参加でき、安心して暮らせること。

### 「参加する権利」

様々な方法で意見を自由に表現したり、集まって団体を作って活動すること。そのときには、他の人の権利や信用を尊重しルールを守って行動する義務があります。

宝塚市では、「日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し(中略)社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を暮らし、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し」宝塚市子ども条例を制定しました。(条例前文より抜粋) 条例のくわしい内容は、宝塚市のホームページをご覧くださいね。

サポート委員会の Facebook や



「くちよこどーいぬ」  
数珠にチャレンジ!



たからづか KIDS も  
見てくださいね!



ひみつは  
守ります

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2021年1月発行 第18号～ 中学生1・2年生版

## ★★★委員の先生からのご挨拶★★★

曾我先生

こんにちは！私は曾我といいます。人間関係で悩んだとき、いつでも相談してください。私は皆さんの力になりたいと思っています。

西先生

毎日の生活の中で、困ったりしんどくなったりして心が疲れたら、私たちのことを思い出してください。元気をとりもどすお手伝いをさせていただきますね。

吉田先生

はじめまして。今回、ご縁がありサポート委員となりました。みなさんと一緒に考えることを大切にしていきたいです。よろしくお願ひします。

明日からがんばるんじゃない。今日・・・今日だけをがんばるんだ。今日をがんばった者・・・今日をがんばり始めた者のみ明日はくるんだよ。



### アニメの刺さる言葉

#### 何のアニメのセリフでしょう？

「負けたことがある」というのがいつか大きな財産になる。

一番弱い人が一番可能性をもっているんだよ。

もしも今とは違う自分になりたいなら、まずはすこしだけ自分をかえてみるの

誰かと話すって心地いいのね。知らなかった。

- 鬼滅の刃  
龍門 崇治郎
- 新世紀エヴァンゲリオン  
惣流・アスカ・ラングレー
- スラムダンク  
堂本監督
- 逆境無頼カイジ 破産録篇  
大槻
- アイカツ 2nd シーズン  
藤堂ユリカ



※答えはホームページを見てね。

★アニメの主人公だって悩んで大きくなった。困ったらいつでもそうだんしてね。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。

# 子どもの権利サポート委員会だより

～2021年1月発行 第18号～ 中学3年生版

## ★★★委員の先生からのご挨拶★★★

もうすぐ卒業だね、筆記用具使ってる！

曾我先生

こんにちは！私は曾我といいます。人間関係で悩んだとき、いつでも相談してください。私は皆さんの力になりたいと思っています。

西先生

毎日の生活の中で、困ったりしんどくなったりして心が疲れたら、私たちのことを思い出してください。元気をとりもどすお手伝いをさせていただきますね。

吉田先生

はじめまして。今回、ご縁がありサポート委員となりました。みなさんと一緒に考えることを大切にしていきたいです。よろしくお願ひします。

明日からがんばるんじゃない。今日・・・今日だけをがんばるんだ。今日をがんばった者・・・今日をがんばり始めた者のみ明日はくるんだよ。



### アニメの刺さる言葉

#### 何のアニメのセリフでしょう？

「負けたことがある」というのがいつか大きな財産になる。

一番弱い人が一番可能性をもっているんだよ。

もしも今とは違う自分になりたいなら、まずはすこしだけ自分をかえてみるの

誰かと話すって心地いいのね。知らなかった。

- 鬼滅の刃  
龍門 崇治郎
- 新世紀エヴァンゲリオン  
惣流・アスカ・ラングレー
- スラムダンク  
堂本監督
- 逆境無頼カイジ 破産録篇  
大槻
- アイカツ 2nd シーズン  
藤堂ユリカ



※答えはホームページを見てね。

★アニメの主人公だって悩んで大きくなった。困ったらいつでもそうだんしてね。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。

## 子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)

～2020年6月発行 第11号～ 高校生版



### ～学校再開はどうですか？～

新型コロナウイルス拡大防止のため、突然、長期間の臨時休校となり、みなさんの生活にも様々な影響が出て、ストレスを感じることも多かったのではないのでしょうか。まだ完全に感染が終息したとは言えませんが、6月から学校が再開され、待ちに待った友だちや先生との再会を互いに喜び合った人も、学校再開を少し憂うつに感じた人もいるでしょうね。休校の影響や感染対策の取り組みが続く中、普段の学校生活に戻るまでもう少し時間がかかることでしょう。みなさんは、今回の世界的な感染症の流行を通して、普段当たり前のようになってきた日常生活の大切さを実感したことと思います。その思いをこれからの学校生活に生かし、充実した日々を送って欲しいと願っています。そしてもし学校に行くのが辛いと感じていても、そう感じているのはあなただけではないことを知って欲しいと思います。

休校中に学校の事を思い出して悩んだり、家の事で悩んだりする事はありませんでしたか？また学校が始まってから生じてくる悩みなどがあるかもしれませんね。その他どんな悩みでも誰かに相談してみたいと思う人は子どもの権利サポート委員会を利用してください。

宝塚市のHP や子ども向け公式HP<たからづかKIDS キッズ><フェイスブック>でサポート委員会を紹介しています。「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と思ったら事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



- きょうさい いーなまる
- 無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
  - 来所相談 プレミア宝塚2階 土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
  - 手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

## 子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)

～2020年8月発行 第12号～ 高校生版



### ☆ 漫画コラム「鬼滅の刃」☆

今、日本で大ブームの漫画といえば「鬼滅の刃」ですよね。街中にもいわゆる鬼滅グッズがあふれていますね。このブームのおかげで、大正時代など歴史的背景に興味を持つ人も増えたそうです。なぜこんなにもブームになったのかと考えました。圧倒的スピード感、魅力的な人物設定、仲間との友情や絆というところでしょうか。かくいう私も「鬼滅の刃」が大好きです。キャラクターでは柱の富岡義勇の大ファンです。みなさんは、どのキャラクターが好きですか？10月公開の映画も楽しみですね。

ところで皆さんは、今悩んでいることはありますか？私達、相談員は鬼殺隊みたいに皆さんに寄り添いたいと考えています。どんな事でも大丈夫です。ちょっとお話をしてみたいなと思ったら、子どもの権利サポート委員会にお電話ください。

相談は、このお手紙の裏面のお手紙フォームに書いて送ってもらってもいいですよ。好きな便せんに相談内容を書いて送ってもらっても大丈夫です。お返事がほしい場合は、住所とお名前を書いて送ってください。直接お電話がほしい場合は電話番号を書いてください。必ずお返事します。

とくぞーん

クイズ！下の動物を漢字で書くと？(4回ひで読んでね)

| 動物    | 答え | 漢字表記 |
|-------|----|------|
| 1 イルカ |    | イ 海星 |
| 2 ヒトデ |    | ロ 海豚 |
| 3 クラゲ |    | ハ 水母 |

宝塚市のHP や子ども向け公式HP<たからづかKIDS キッズ><フェイスブック>でサポート委員会を紹介しています。「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と思ったら事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



- きょうさい いーなまる
- 無料電話相談 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
  - 来所相談 プレミア宝塚2階 土曜日 第1・3火曜日10時～17時  
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
  - 手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階  
子どもの権利サポート委員会 宛

### 3 その他の啓発活動

#### ◇令和元年度活動報告会

※活動報告会の実施を検討しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむをえず中止しました。

#### ◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 Youtube 二次元コード)

(おわりに)

“いまだからつながる” —この時代、この瞬間に生きる子どもたちとともに—

子どもの権利サポート委員会委員 吉田祐一郎

日本では新型コロナウイルス（COVID-19、以下「新型コロナ」）が2020年より流行し、1年が経過しました。この間にも新型コロナの収束に向けたワクチン接種への期待が膨らむ一方で、世界的にも感染も広がり続けています。流行当初は子どもをはじめとした若者世代への新型コロナの感染は他の年齢層と比べると低い傾向が続いていましたが、幾度もの変異種の出現によって、子どもや若者世代への拡大やクラスターも生じている状況です。

このような状況下で子どもの生活をみると、2020年にはいわゆる新型コロナの第1波と呼ばれる緊急事態宣言の発令により学校や福祉施設の閉鎖がありました。その後は感染症対策を講じながら学校での教育活動の再開をはじめ、生活の取り戻しが少しずつ進められてきました。そうして顕在化してきた課題のひとつとして、子ども同士や学校の教職員等との直接的な接触やかかわりが持ちにくくなってきていることなどがあります。また、新型コロナの影響で子どもの保護者や家族の休業や休職、リモートワークなどによりストレスのかかっている状況での家庭生活の長時間化が進んだことなどから、家族と子どもとの関係性の変化や、それが引き金となって親子相互関係での心理的な負担も出てきている様子などもみられます。

あわせて地域での子どもの支援をしている専門職との情報交換をする中で、家庭での子どもへの虐待や保護者による不適切な養育をするケースや多様な生活課題などがあった際にも、新型コロナの発生以前と比べて発見しにくくなっていると懸念されると聞こえています。このため、専門職や地域住民など子どもやその家族の多様な課題を発見した際には、既に事態が深刻化していること等も散見されており、この渦中の子どもの周囲にも様々な課題の発生や、子ども自身が生きづらさを感じていると思われる場面も増えてきています。

私は、新型コロナの厳しいこの時代であることも含めて、子どもと「いまだからつながる」ことが大切であると考えています。この「いまだからつながる」には、二つの意味が含まれています。ひとつは新型コロナの拡大による様々な生活課題や不安などが生じやすくなってきていることからの「いまだから、つながる」（＝今の時代（社会的状況）だから、繋がる）、ということです。子どもをはじめとした人々の接触機会が減少し、人とつながることができず、いろいろなことを語ることや関係性を深めることが難しい状況です。だからこそ、新型コロナ発生前のように人と繋がるのが貴重で尊いことであったことを私たちは認識することができました。今後も新型コロナの方向性が見通せないところもありますが、この新型コロナの時代や状況下だからこそ、繋がることに意味があると考えます。



もうひとつが、「いま、だからつながる」（＝今（この瞬間）、だから繋がる）ということ。それは新型コロナという社会的に混乱している時代であるとともに、絶対に忘れてはならないのが子どもにとってはこの瞬間も生活し、成長し続けているということです。そして子どもの生活や想いは常に変化しています。新型コロナの流行により子どもも大人も大変だからという理由で、子どものメッセージを見落とすことは決してあってはならないと考えます。

話は変わりますが、私は子どもたちの支援とともに地域での福祉活動にも取り組んでおり、とりわけ災害時の各地での被災地救援・復興支援に従事しています。2021年は東日本大震災が発生して10年が経過した節目の年です。私はそれより少し前、2004年に発生した新潟県中越地震の際に、ある町の災害ボランティアセンターでスタッフとして支援活動に参画していました。その地域では地震が発生した当初、多くの住民は小学校や中学校に避難し、この中には子どもも含まれていました。そうして地震後、地域住民の大人は家などの片づけや各々の仕事との両立で多忙にしていました。その一方で、地域の子もたちの中からは、地震後しばらくして心的外傷後ストレス障害（PTSD）をはじめとする多様な生活上・行動上の課題が生じ始めていました。当時は看護師や保健師などの医療職や臨床心理士をはじめとする心理などの専門職による巡回支援活動も行われていましたが、それと並行して周囲のボランティアや大人が、子どもが自らのままの自分（素の子ども）を出すことができるように、遊びの支援や子どもとの語りなどを通してかわりを進めていきました。その身近な距離での子どもとのかわりを積み重ねることで、子どもの笑顔が少しずつ取り戻され、子どもからの発言も増えるとともに、子どもから本音が聴こえていきました。そのなかの子どもが抱えていた想いには、地震が発生し身近な親や大人が多忙を極めていたことから地震の恐怖や不安などを伝えられていなかったものや、子どもが自身の想いを無意識のうちに我慢していたものが含まれていました。つまり地域全体が大変であったため、子どもたちは気持ちを抑え、誰にも本音を伝えずに耐えていたのです。このように耐えることや我慢を続けるといつかは無理が生じ、それらも影響して子どもの心理的課題や多様な課題が出てきたことが分かりました。これらの経験から、一人ひとりの子どもの心情と向き合い、子どもの多様な想いをくみ取り、子どもの声を直接聴くことや、子どもが感じている声なき声に気づくこと、そして子どもと向き合い、子どもの近くで寄り添う存在やシステムが重要であることを学びました。

新型コロナは一種の世界的な災害と言っても過言ではありません。社会全体が大変だからこそ、子どもと「いまだから、つながる」ことを大切にするとともに、この状況下で生活している個々の子どもの抱えている想いや課題について丁寧に向き合い、子どもにとってかけがえのない瞬間の「いま」「だからこそつながる」という視点で、子どもの権利サポート委員会の一員として、子どもたちに少しでも寄り添うことができるように努めていきたいと思えます。

## いまだからつながる

子どもの権利サポート委員会相談員

この一年はウィルス感染症拡大にともなう世の中の動きに目を回し、これまでの常識をくつがえされたような感覚ではなかったでしょうか。変化に対応しなければならず、ウィルスの脅威と自粛生活の両方に適応して生存を図る暮らしとなりました。万全でない環境でテレワークを余儀なくされることもあったかもしれません。失職や減収に結び付く業界もあったようです。ステイホーム時間をもてあますこともあったと思います。そんな苦しい心情を共有する環境すら得難い状況でした。ちなみに、私は遠くにいる家族に電話する機会が増えました。

子どもたちや若者は、入学式も、卒業式も、クラブ活動も、修学旅行も、たわいもないおしゃべりの時間も、会いたかった友達も、出会えるはずだった友達も、諦めて、我慢していたと思います。不要不急の活動の自粛が謳われていましたが、本当は不要なものなんてなかったろうと思います。

人権とは人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であるとしたとき、新型コロナウイルス感染症対策の時代に生きる私たちの人権はどのようなものだったでしょうか。蔓延防止対策が様々なことに優先していた一方で、ひとびとの社会・経済・文化活動の一部は容認され、一部は否認されていました。自由や幸福を追求する権利を制限したのものは、生きる権利だったと思います。個人の人権を制限したのも個人の人権だったと言えます。けれど、社会の秩序や平穏と公共的な価値のために、個人はわがままをいってはいけない、または、多数の人の利益になるときは、少数の人は我慢すべきといった状況が生じていなかったかと顧みて評価する必要があるように思います。

人々の我慢にともなって、一番心配なことが子どもの安全な生存が脅かされる事態です。子どもへの虐待です。ストレスは弱いところへ向かっていきます。自粛疲れや家計の悪化など家庭内のストレスが暴力や虐待にかたちを変えて、その矛先が子どもに向かっていくケースもあるようです。加えて、新型コロナウイルス感染症対策の影響で学校や図書館、友達との時間など逃げ場所になる場所が閉ざされているような状況にあっては過酷と言わざるをえません。よりいっそう地域・関係各機関で協力して子どものSOSの声に対してアンテナを高くしていなければと思います。

コロナ禍の感染予防対策ではひと同士の偶発的な出会いが減ってしまいます。そんな今だからこそ能動的に、主体的につながること、話すことが必要になります。今だからこそつながって欲しい。言葉にして伝え合えたらと思います。子どもの権利サポート委員会では、相談に来る子どもたちの勇気、伝えてくれる言葉を大切にしています。言葉にならない心の声も待っています。子どもの主体性と行動の先で答えや出口に巡りあえると信じています。子どもたちには権利主体であることを知ってもらって、自分で感じたこと考えたことを大切にしてもらいたいです。そして、その大切なものを尊重して一緒に考えていきたいと思います。

## <参考資料>

### ◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

#### I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

##### 1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

##### 2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

##### (1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

3 子ども権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

## Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

### 1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

### 2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。  
※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

### 3 相談体制

（委員）3人（弁護士） 田中 賢一  
（任期平成26年（2014年）11月1日から  
令和2年（2020年）10月31日 3期終了）  
※令和2年9月～10月  
末は引継ぎ期間とし  
て、5人で活動  
（大学教員） 浜田 進士  
（任期平成26年（2014年）11月1日から  
令和2年（2020年）10月31日 3期終了）  
（臨床心理士） 西 友子  
（任期平成27年（2015年）4月1日から  
令和3年（2021年）3月31日 3期終了）  
（弁護士） 曾我 智史  
（任期令和2年（2020年）9月1日から  
令和4年（2022年）8月31日まで）  
（大学教員） 吉田 祐一郎  
（任期令和2年（2020年）9月1日から  
令和4年（2022年）8月31日まで）  
※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（非常勤嘱託職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13:00～19:00、  
土および第1・3火 10:00～17:00  
（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙  
（場 所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミア宝塚 2階  
（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

#### 4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。



## 5 相談・救済の流れ

### 1 相談方法

- 電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）<sup>きゅ-さい い-なまる</sup>で受けています。
- 来所相談 フレミア宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来てもらってお話しをお聴きしています。
- 手紙相談 お手紙フォームやまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、お返事の方法（手紙により返信するなど）にて、相談のお返事をしています。
- インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

### 2 相談できる人

- 子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

### 3 相談・救済の流れ

- 最初に相談員がお話しをお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。相談者が自身でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

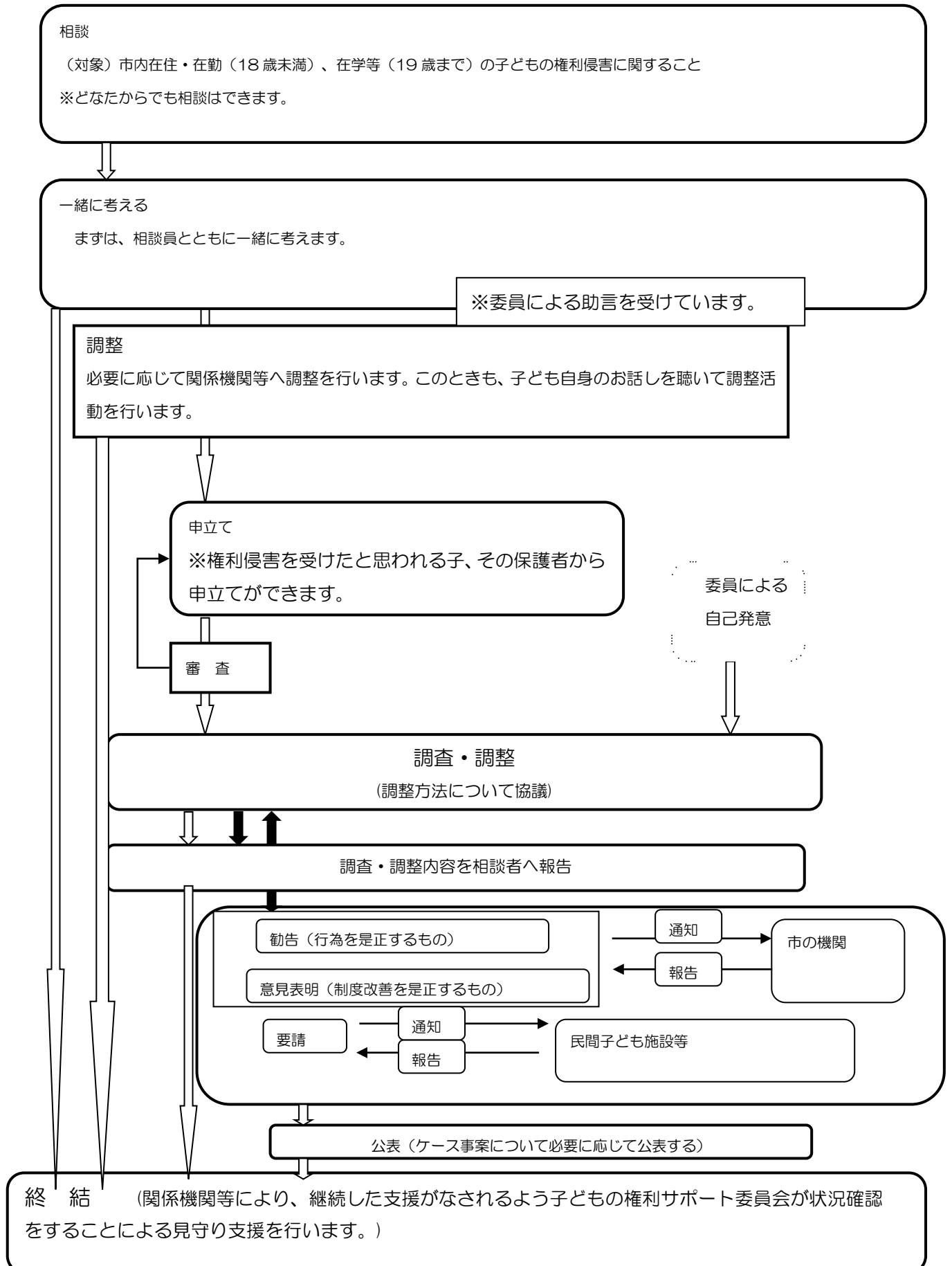
相談者には、自身でやってみたことがうまくいかなかったりなど、悩むことがあればまた話しを聴かせてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- 相談内容を相談員から報告し、子どもの権利サポート委員による助言を受け、委員による面談を行ったりしたのち、調整活動等を行います。

- 子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- 当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査実施等を行ったり、改善の要望や意見表明などを行います。

## 子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)





### Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

#### (設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準ずる者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

#### (サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るものの中から、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

#### (解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

(1) 議会の権限に属する事項であるとき。

(2) 裁判係争中の案件であるとき。

(3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。

(4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号  
フレミア宝塚2階

TEL 0797-91-2001 (事務局)

TEL 0120-931-170 (相談専用電話)

